

1 文化の力による全国の地方創生，文化芸術の振興に向けた文化庁の機能強化及び全面的な京都移転の推進

文化庁の全面的な京都移転を契機に，文化の力による全国の地方創生，文化芸術振興を推進し，新たな日本の未来を切り拓くため，次のとおり求めます。

提案・要望事項

市・府共同提案

- (1) 文化芸術基本法に基づき，文化政策を総合的に推進するための，文化庁の機能・組織体制及び予算の抜本的拡充
- (2) 新たな文化行政を推進し，文化庁の京都移転に対する国民的理解を醸成するための，文化庁地域文化創生本部の取組の拡充と発信力の強化
- (3) 文化関係独立行政法人（国立文化財機構，国立美術館，日本芸術文化振興会）の効果的な広報発信・相談機能の京都設置に向けた検討の加速

（内閣官房，文化庁）

(1) 文化庁の機能・組織体制及び予算の抜本的拡充

文化行政の新たな展開

○ 文化芸術基本法

(平成 29 年 6 月施行)

- 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込む
- 生活文化に食文化が追加

○ 文化経済戦略の策定

(平成 29 年 12 月)

○ 文化芸術推進基本計画

(第 1 期)の策定

(平成 30 年 3 月閣議決定)

○ 文化財保護法の改正*

(平成 30 年 3 月国会提出)

※平成 30 年 5 月 23 日現在、国会審議中



「文化芸術基本法」を受けた文部科学省設置法の改正*

(平成 30 年 2 月国会提出)

※平成 30 年 5 月 23 日現在、国会審議中



文化庁組織の抜本的改編 (平成 30 年 10 月)

縦割りを超えた開放的・機動的な文化政策集団へ

平成 30 年度文化庁予算 1,077 億円(対前年度比 103%)

文化芸術立国の実現に向け、

文化財を活用した観光振興・地域経済活性化

文化資源を生かした社会的・経済的価値を創出

日仏の文化予算の比較 (2016 年度)

日 本 : 1,040 億円 (国家予算の 0.10%)

フランス : 4,238 億円 (国家予算の 0.89%)

(出典) 2016 年文化庁委託事業「諸外国の文化予算に関する調査報告書」

要 望

文化の「多様な価値」を活かし、文化を基軸とした国づくりを進めるため、更なる
文化庁の機能・組織体制及び予算の抜本的拡充が必要

「新・文化庁」として、遅くとも平成 33 年度中に京都に全面的に移転

(2) 文化庁地域文化創生本部の取組の拡充と発信力の強化

文化庁地域文化創生本部の取組状況

<概要>

設置：平成 29 年 4 月

規模：38 人体制

30 年度も継続して、
京都・関西地域から
官民合わせ 22 名を
派遣

<取組・成果>

文化庁の本格移転の準備とともに、新たな政策二ーズに対応した事務・事業を先行的に実施

- ・ 新たな文化政策の企画立案等に向けた地元の視点や知見・ノウハウ等を生かした連携・協力を進める環境が生まれている。
- ・ 産業界の文化庁へ期待することを把握し、施策に反映させることを検討。
- ・ 文化芸術の経済的・社会的影響の数値評価に向けた調査研究を実施し、文化の経済的価値を正しくとらえる手法の検討を進めている。また、大学等との共同研究を通じて、新しい領域に関する知見の蓄積を図っている。
- ・ 文化芸術基本法を受けて、新たに食文化を含む生活文化の振興方策を検討。衣食住、遊び、学び、働きなど生活の様々な観点から文化を総合的に捉えるため、有識者へのヒアリング等を実施。

地域文化創生連絡会議



京都市・京都府・京都商工会議所主催
シンポジウムにおける事務局長の講演



文化庁地域文化創生本部主催
暮らしの文化フォーラム



要 望

平成 33 年度中の本格移転に向けて、新たな文化行政を推進し、文化庁の京都移転に対する国民的理解を一層醸成していくため、

- ① 地方創生につなげる取組や生活文化の振興など、地域文化創生本部が実施する事業の拡充
- ② 地域文化創生本部での成果も含め、文化庁移転に関する取組の発信力の強化

(3) 文化関係独立行政法人(国立文化財機構, 国立美術館, 日本芸術文化振興会)の 広報発信・相談機能の京都設置に向けた検討の加速

○ 政府関係機関移転基本方針

(平成 28 年 3 月 まち・ひと・しごと創生本部決定)

中央省庁(府県から中央省庁と一体として移転を提案されている独立行政法人を含む)の移転については, 以下の基本的視点から検討

(1) 地方創生の視点

地方移転が, 移転先の地域を含め我が国の地方創生に資するかどうか。

(2) 国の機関としての機能確保の視点

地方移転によって, 機能の維持・向上が期待できるか。

(3) 移転費用等の視点

○ 新・文化庁の組織体制の整備と本格移転に向けて

(平成 29 年 7 月 文化庁移転協議会決定)

- 政府関係機関移転基本方針の中央省庁の地方移転に係る検討の基本的視点(①地方創生の視点, ②国の機関としての機能確保の視点, ③移転費用等の視点)に基づき, 各法人の業務内容や実態を踏まえた移転のメリットや課題, 費用負担の問題等について検討を行った。
- 広報発信や相談に係る機能を京都に設けることは, 一定の意義・効果が期待できる。このため, 文化庁が本格移転を実施する時期にこうした機能を置くことについて, 効果を含め具体的に検討を進める。

要 望

- ① 文化関係独立行政法人の**広報発信・相談機能の京都設置に向けた検討の加速**
- ② 設置に当たっては, 政府関係機関移転基本方針等の趣旨に沿って, **東京一極集中の是正と, 京都も含めた全国の地方創生, 文化芸術の振興の推進につながる十分な機能の設置**
- ③ 平成 31 年度から効果を検証するための**先行的事業の実施**

独法の広報発信・相談機能を一層強化し, 事業効果を全国に波及!

(京都での広報発信・相談機能の例)

- 独立行政法人の研究成果発表・展示等の事業の実施
- 独立行政法人が所有する文化財等の有効活用や企画・マネジメントのノウハウ等に係る相談窓口の設置
- 芸術文化振興に係る助成相談窓口の設置

2 日本の「文化力」をより一層向上させるための 連携及び支援の充実

機能強化される新・文化庁との連携も見据え、日本の「文化力」の更なる向上と世界への発信に貢献するため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

市・府共同提案 (1)

国が取り組むプロジェクトと連携し、文化芸術立国を牽引

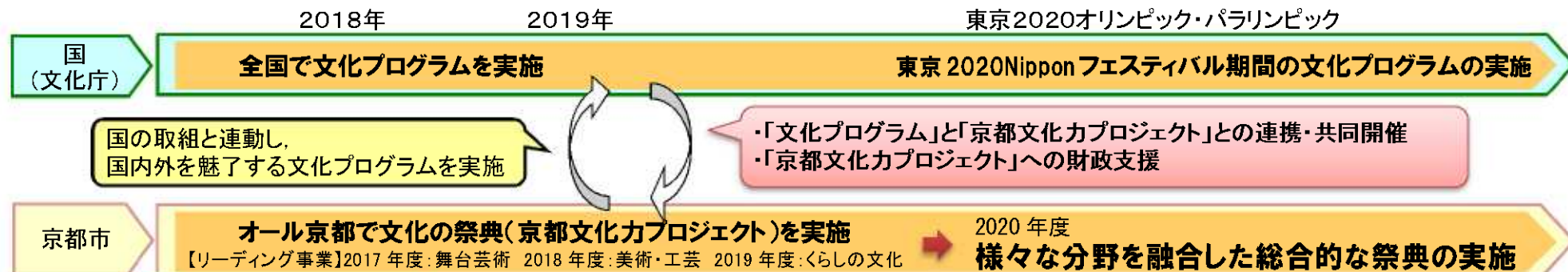
- (1) 国が進める「文化プログラム」事業のより強力な推進及び「京都文化力プロジェクト2016-2020」への連携・財政支援
- (2) 日本のマンガ文化の総合拠点「京都国際マンガミュージアム」の「MANGAナショナル・センター（仮称）」としての位置付け

京都の文化資源を活かして、日本文化を守り、創造・発信する取組

- (3) 世界遺産・二条城が文化財の保存と積極的活用のモデルとなるための取組や、その価値を次代へ継承するための本格修理事業への財政支援
- (4) 日本の文化芸術を牽引し、国内外に発信する機能を高めるための京都市美術館へのハード（再整備事業）・ソフト（展覧会運営等）両面の財政支援
- (5) 伝統芸能文化センター機能（伝統芸能に関する総合的な相談や先駆的取組、ネットワーク構築等）の推進に向けた支援

（文化庁，国土交通省）

(1) 国が進める「文化プログラム」事業のより強力な推進及び 「京都文化カプロジェクト2016-2020」への連携・財政支援



「文化芸術立国」の実現に向けて

文化芸術を基軸に観光・産業、教育、福祉、まちづくり等の様々な政策分野を融合し、新たな価値の創出を目指し、平成29年3月に「第2期京都文化芸術都市創生計画」を策定。文化庁の全面的な京都移転を踏まえ、計画における重要事業の1つとして「京都文化カプロジェクト2016-2020」のより多彩な取組を「文化プログラム」とともに強力に推進し、京都が「文化芸術立国」の実現に向けて、その中核を担う。

(2) 「京都国際マンガミュージアム」の「MANGA ナショナル・センター（仮称）」としての位置付け

現状

現在、「マンガ・アニメ・ゲームに関する議員連盟」を中心に、マンガ・アニメ・ゲーム(MANGA)に関する「①資料の蓄積」、「②人材の育成や産業振興」、「③点在する関連施設の連携拠点としての国際的な情報発信と人の交流の促進」を目指す拠点「MANGA ナショナル・センター（仮称）」の整備が検討されている。

施設の立地については、センターのハブ(軸)としての機能を東京に、資料収蔵を主とする機能を地方に分散設置することが検討されている。

コンテンツ分野における京都の強み

- ① 京都国際マンガミュージアム
出版社や国会図書館にも保存されていない希少なバックナンバー等、約30万点を収蔵。年間約30万人が来場。
- ② 特色あるコンテンツ企業
映画撮影所、世界的なゲーム関連企業など、特色ある企業が存在。
- ③ コンテンツ系の教育機関
38の大学・短期大学が集積し、全学生に占める芸術系学部生の割合が全国平均の約2倍(京都市5.1% 全国2.7%)
(マンガ・アニメ=京都精華大学等、ゲーム=立命館大学等)
- ④ 官民一体となった取組例
京都国際マンガ・アニメフェア、KYOTO CMEX(京都シーメックス)等

要望

「京都国際マンガミュージアム」についても、センターのハブとしての位置付けを！

効果

東京だけでなく、文化首都・京都からも MANGA を世界に発信し、MANGA 文化で日本全体を元気に。

3 日本が誇る世界遺産等を次世代に引き継ぐための支援

世界遺産として登録されている「古都京都の文化財」17件（宇治市、大津市の3件を含む）の社寺・城のほか、世界遺産に匹敵する価値を有する数多くの文化遺産を、人類共通の財産として守り、育て、次世代に引き継ぐため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 世界遺産をはじめ文化遺産を保存・活用するための財政支援及び税制優遇の拡充
- (2) 文化財が集積する京都市における文化財保存活用地域計画の策定等に対する財政支援
- (3) 世界遺産とそのバッファゾーンを一体的に保全するための財政支援
- (4) 「和装」、「華道」、「茶道」、「庭園文化」、「香道」、「書道」、「盆栽」等のユネスコ無形文化遺産への登録に向けた取組・支援

（文化庁）

世界遺産をはじめとした文化遺産を保存・活用するための財政支援の拡充等

京都市内には、世界遺産「古都京都の文化財」を構成する14件の社寺・城や、世界遺産に匹敵する価値を有する数多くの文化遺産が存在

3,000件を超える文化財の宝庫

例えば・・・

【有形文化財】

国宝 212件 (全国比 19.2%)
重要文化財 1,879件 (全国比 14.3%)
国登録文化財 417件
市指定・登録文化財 345件
府指定・登録文化財 153件

【無形文化財】

国宝 10件
府指定文化財 12件

～京都市独自の取組～

- ・市指定文化財を対象に、修理費を助成
- ・市内の多彩な有形・無形の文化遺産を選定
(京都を彩る建物や庭園、京都をつなぐ無形文化遺産)

まち・ひと・こころが 織り成す京都遺産

京都の文化遺産をテーマ
ごとにまとめ、地域性、
歴史性、物語性を持った
集合体として認定



「明治の近代化への歩み」
琵琶湖疏水

文化遺産の維持・継承・活用が課題！
そのために、

- ① 指定・登録以外の文化財に対する相続税などの税制優遇の拡充
- ② 文化財を次世代に引き継ぐための修理・整備・公開に対する財政支援の拡充

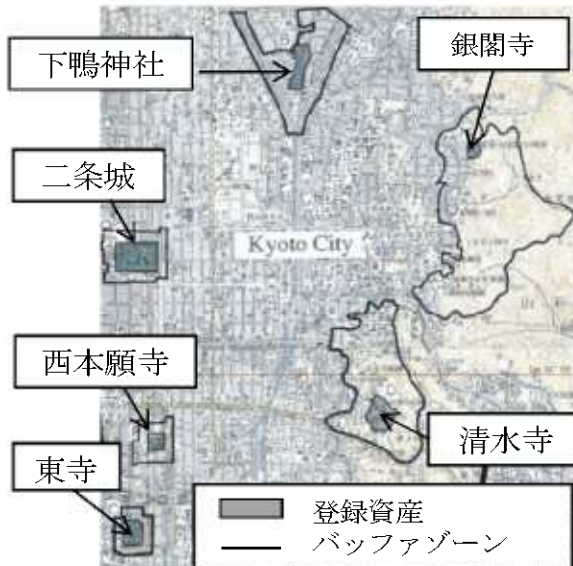
また、

市町村の文化財保存活用地域計画の策定・推進
(改正文化財保護法※)における、文化遺産の
集積度に応じた財政支援

※平成30年5月23日現在、国会審議中

が必要！

世界遺産とそのバッファゾーンを一体的に保全するための財政支援



現状・課題

- 世界遺産の周辺に、広範囲のバッファゾーンを設定
- 京都市では、都市計画法、景観法、古都保存法のほか、市独自の眺望景観創生条例等を活用し、全国でも類のない厳しい景観規制を実施
- (自主的に)世界遺産の包括的保存管理計画を策定することとし、予備調査に着手
- 世界遺産等の周辺について、地域の自然や伝統、文化等との調和を踏まえ、地域ごとの特性に応じたより良い歴史的景観を創生するための市独自の事前協議制度を創設(平成30年10月～実施予定)
- 事前協議制度の運用において、まず、世界遺産の価値や周辺の景観特性を明確にし、世界遺産のバッファゾーン内での開発計画等については、特にそれらに配慮した高い水準の計画となるよう、専門家を交えた協議の場を設け、誘導する予定である。
- しかし、これらの取組の中には、国の補助対象とならない施策もあり、財政的な負担が課題となっている。

世界遺産と一体的にバッファゾーンの魅力を向上させるため、
世界遺産周辺の環境整備に係る財政支援の拡充が必要！

4 地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）の保全及び継承を推進するための税制上の支援等

地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）の保全・継承は、地域振興や観光振興の観点から全国的に重要な課題となっています。

＊本市の京町家については毎年約 1.7%減失。21 年度 47,735 軒⇒28 年度 40,164 軒

本市では、平成 12 年に京町家再生プランを策定して以降、改修助成、相談体制の構築、保全・継承の担い手の育成のほか、建築基準法適用除外のための条例を全国に先駆けて制定しています。これらに加え、平成 29 年 11 月に取り壊しに関する事前届出の義務化を含む新たな条例を制定し、京町家の所有者の負担軽減のための支援策や事業者・市民団体等と連携した保全・継承を推進しております。

京町家をはじめとする歴史的建築物の減失の歯止めを実効あるものとするためには、これらに加え、国の制度改善が必要であるため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 空き家の発生を抑制するための特例措置（譲渡所得の特別控除）の見直し
～地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）の場合には、除却せず譲渡したときに限り適用～
- (2) 地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）に係る、相続税の軽減措置の拡充等
- (3) 地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）の増改築等の円滑化を図るための建築基準法における制度改善及び防火仕様の告示化等

（文化庁、国土交通省）

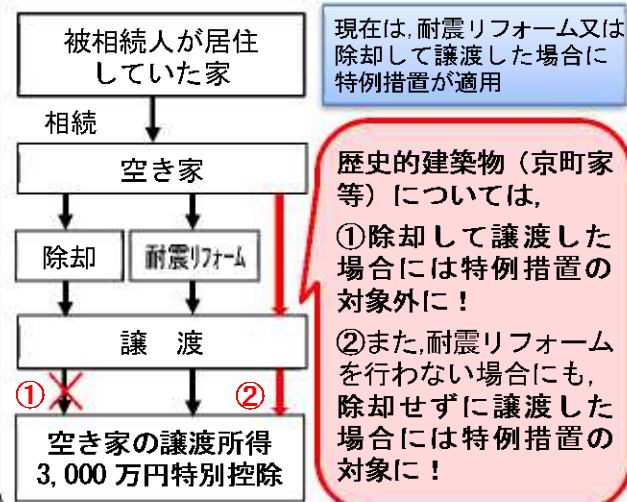
現状・課題

- 本市では、京都の貴重な財産、日本・世界の宝である京町家の保全・継承を推進するための施策に取り組んできたが、今もなお、毎年約1.7%（年間約800軒）の割合で滅失が進行。歴史的建築物の保全継承は、地域振興や観光振興の観点から全国的に重要な課題。
- 滅失の要因の一つに相続税納税のための資産売却が挙げられるほか、空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）により、未来に残すべき歴史的建築物についても除却が促進されている。また、現在の建築基準法の制度の一部は、京町家の円滑な増改築等を進めるうえで制約になっている。
- 本市では、京町家の所有者、使用者、市民、事業者、地域、行政が、危機感・使命感を共有し、相互連携して取り組むべく、景観の形成又は文化の継承に重要な京町家の指定や京町家の取り壊しに関する事前届出の義務化を含む新たな条例を制定。さらに所有者の維持修繕等の経済的負担に対する新たな助成制度も創設。

要望

京町家等の歴史的建築物の滅失に歯止めをかけ、保全・継承していくための、
税制上の支援や建築基準法の制度充実が必要！

(1) 空き家の譲渡所得特例措置の適用条件変更



(2) 相続税の軽減措置、納税猶予

景観の形成や生活文化の継承に重要な地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）

相続税評価30%
控除の対象に！

既存制度

相続税評価の30%控除

国登録文化財

景観重要
建築物

歴史的風致
形成建築物

相続税の
納税猶予
制度の
創設を！

(3) 建築基準法の制度充実

地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）の増改築等を円滑に進め、保全及び継承を推進するために以下の内容を求める。

- ☆ 水廻りなどの小規模な増改築等の際に課題となる遡及適用の規制緩和
- ☆ 開口部や土壁等について、実験等により防火性能が確認された仕様についての告示化
- ☆ 伝統的構法に適した構造設計法の制度充実

効果

地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）の保全・継承は、文化芸術基本法に基づく「生活文化の振興」及び観光立国推進基本法に基づく「国際競争力の高い魅力ある観光地の形成」に寄与！



5 無電柱化をはじめ、京都らしい町並み景観を保全・再生するための財政支援・制度の創設等

京都ならではの風情豊かな歴史的町並みを、京都のためだけでなく、日本の宝、世界の財産として、保全・再生し、次世代に引き継ぐために、国の新たな支援等が必要であり、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 着実かつ迅速な無電柱化の推進
- (2) 屋内から屋外に向けた広告（屋内広告物）を規制するための法整備及びガイドラインの策定
- (3) 景観上重要な歴史的資産やその周辺の景観を保全するための財政支援の拡充
 - ・ 街なみ環境整備事業に対する財政支援の充実
 - ・ 都市再生整備計画事業における国費率かさ上げ措置の延長

（国土交通省）

着実かつ迅速な無電柱化の推進

現 状

本市では、幹線道路を中心に約61kmの整備を行ってきたが、平成21年度以降、重点的に整備する路線の計画延長約18kmに対して、進捗は約6kmにとどまり、景観系路線、緊急輸送道路や沿道建築物の耐震診断が義務化された道路といった幹線系路線とも、無電柱化の事業進捗が遅れている。

課 題

平成30年4月、国において「無電柱化推進計画」が策定され、平成32年度までに、全国で1,400kmの無電柱化を行うとの高い目標が掲げられたことを受け、本市においても、これまで以上にスピードアップし、無電柱化事業に取り組む必要があるが、

- ・ 交付金の配分が不足し、十分な事業進捗が図れていない。
- ・ 景観に配慮すべき地区では、道幅が狭く、施工性が劣るため、幹線道路に比べて無電柱化に係る整備費が高い。
- ・ 低コスト手法の1つである小型ボックスが普及しておらず、特注品で割高となっている。
- ・ 整備費が最も安価となる直接埋設方式は、実用化に至っていない。
- ・ 電線管理者等が実施する、工事完了後の電柱撤去は、予算確保が難しく、進捗が図れていない。

小型ボックスの埋設状況（先斗町通）

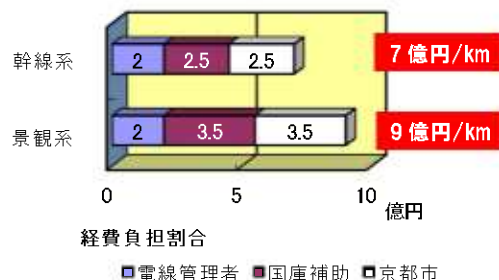


直接埋設社会実験（東一条通）



日本初の実験

整備費



京都市における無電柱化の進捗状況

(平成30年3月末現在)

管 理 者	京 都 市			国土交通省（直轄国道）			計 (km)
	景観系	幹線系	小 計	景観系	幹線系	小 計	
管路延長 (道路延長)	10.3 (9.2)	51.0 (33.3)	61.3 (42.5)	- (-)	42.8 (21.4)	42.8 (21.4)	104.1 (63.9)

要 望

- ① 国における十分な予算確保
- ② 景観に配慮すべき地区や沿道建築物の耐震診断が義務化された道路等における補助率引上げなど補助制度の拡充
- ③ 低コスト手法を普及、促進させるための指針「低コスト手法設計マニュアル」の策定
- ④ 直接埋設方式の技術基準や費用負担区分等に係る規定の策定
- ⑤ 工事完了後の速やかな電柱撤去促進のための補助制度創設
- ⑥ 国直轄事業における無電柱化事業の推進 が必要！

効 果

- ・歴史的な町並みの保全
- ・都市災害の防止
- ・低コスト手法の普及拡大
- ・安全性・快適性の確保



先斗町通イメージ



三条通イメージ（河原町通～三条大橋）

6 日本文化を支える伝統産業の振興

京都のみならず、全国的に、伝統産業製品の生産額や従事者数の減少傾向が続き、永きにわたって受け継がれてきた、日本が世界に誇る優れた技術や卓越した技法の継承が危ぶまれています。

今年度、京都の和装業界が中心となって、市・府・京都商工会議所・京都和装産業振興財団等のオール京都体制で「きものサミット」を開催し、全国の和装関係者と共々に、商慣行の改善をはじめ和装の振興策等を協議し、実行していきます。

こうした取組に加え、京都から日本の伝統産業の振興に一層強力に取り組んでいくため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

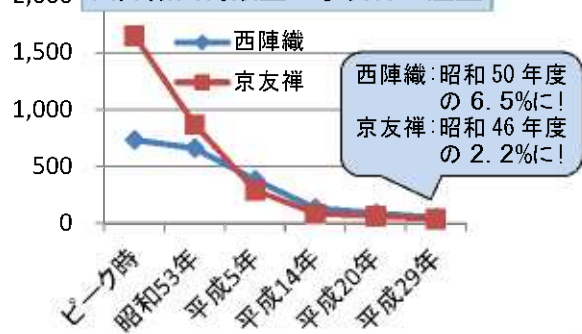
- (1) 伝統産業製品の制作工房の整備に対する支援等、伝統産業の担い手を確保・育成し、希少な技術・技法を継承するための支援制度の創設等
- (2) 伝統産業の海外展開等への積極的な支援

(経済産業省)

伝統産業の現状

生活様式の変化や海外製品の流入により、需要は激減し、永きにわたり受け継がれてきた匠の技術の継承が危機的な状況にある一方で、伝統産業製品に対する観光客や海外のバイヤーの関心は高まっており、伝統産業の新たな展開を図る機会が訪れている。

単位
万本・万反
西陣織出荷数量／京友禅生産量



課題①: 国庫補助金の交付要件

- 担い手の確保・育成、伝統産業の希少な技術・技法の継承等に欠かせない、工房整備や道具・材料の不足に対する具体的な支援策がない
- 「伝統的工芸品産業支援補助金」の対象が産地規模の要件から17業種（全74業種）のみ



京都市の伝統産業製品に関する指定状況

要望

- 工房整備や道具・材料の製造に対する支援制度の創設**
→担い手確保・育成、技術・技法の継承、道具・材料の安定供給、新事業への投資促進
- 市府指定を対象とした支援制度の創設**
→多くの事業者・業種の販路開拓

課題②: 海外展開事業&インバウンド誘致

- 本市では、海外展開を目指す中小事業者に対し、現地ニーズにマッチした新商品の開発や国際見本市への出展等に係るサポートを実施しているが、自治体のこうした取組に対する補助制度がない
- 外国人観光客の伝統産業製品の制作工房訪問ニーズが高いにもかかわらず、受入れ環境が整っていない

要望

海外販路開拓への新たな支援制度の創設

→観光の新たな魅力の創出及び好調なインバウンド消費の取り込み。自治体による戦略的、かつ、よりきめ細やかな支援が可能。

課題③: 伝統産業と現代のライフスタイル

- 生活様式の変化に伴う需要の低迷・海外製品の流入により、日常生活から伝統産業製品が消滅
- 日本の文化と精神性を日常生活の中によみがえらせ、時代のニーズに応える産業としての活性化を図ることが必要不可欠

要望

「伝統産業の日」の取組の全国拡大及び法制化

国や他の自治体と連携し、一定期間、全国各地で伝統産業に親しむ機会を一齐に展開！さらに「伝統産業の日」を国制定の記念日に！



本市での取組例

本市では、平成13年度に春分の日を「伝統産業の日」と定め、この日を中心に、市内各地で多彩なイベントを実施

- 各地域の伝統産業製品の使用の奨励
- 「日本酒（地酒）で乾杯」などの日本文化・風習に根付いた普及活動
- 官公庁での職員のきもの着用



7 北陸新幹線（敦賀以西ルート）の大阪までの一日も早い整備と、関西国際空港への延伸の実現

日本の精神文化の拠点である京都を経由する北陸新幹線（敦賀以西ルート）の整備は、東京一極集中の是正や人口減少社会の克服の観点からも極めて重要であることから、次のとおり求めます。

提案・要望事項

市・府共同提案

北陸新幹線（敦賀以西ルート）の大阪までの一日も早い整備と、
関西国際空港への延伸の実現

（国土交通省）

北陸新幹線の大阪までの一日も早い整備

- 国土の調和ある発展を目指し、近畿・西日本の経済の地盤沈下を招かないためにも、国土交通省が調査で想定している平成43年の着工時期にとらわれず、早期整備のための財源を確保することが必要。
- 北陸新幹線（敦賀以西ルート）の整備については、沿線自治体に過度の負担が生じないように、コスト削減や地方負担分に対する十分な財源措置が必要。
- 京阪神における交通ネットワークを形成し、幹線交通として重要な役割を果たしている在来線が、北陸新幹線（敦賀以西ルート）の整備に伴いＪＲ西日本から経営分離されないための措置が必要。

関西国際空港への延伸

- 北陸新幹線を延伸すれば、国内唯一の完全24時間運用の国際空港と首都圏、北陸、京都がつながることで、我が国の産業、学問、文化、観光の振興に寄与し、「文化芸術立国・日本」、「観光立国・日本」の実現に向けて大きな推進力となる。

北陸新幹線の整備スケジュール

①金 沢 ⇄ 敦 賀 間 平成34年度末完成

課題

○8年間の空白期間

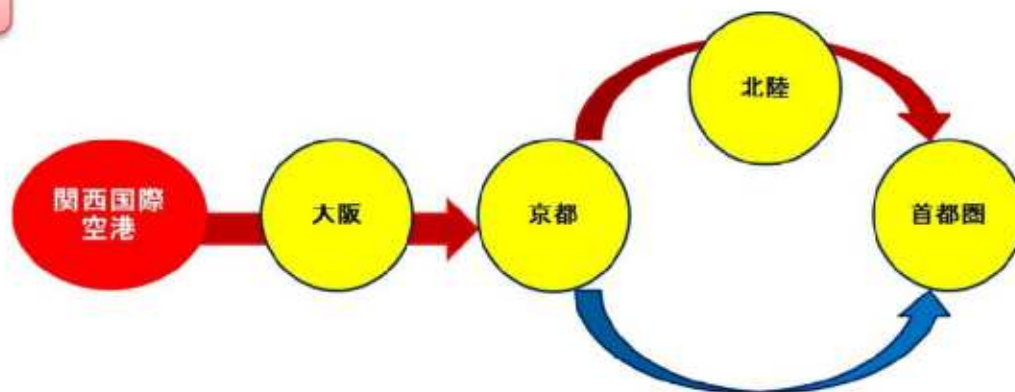
○北陸圏との人的、経済的交流が、近畿圏から首都圏へシフトし、東京一極集中が加速

②敦 賀 ⇄ 大 阪 間 平成43年着工
平成58年完成

※ 現在の国土交通省の想定スケジュール

<京都市域の進捗状況>

平成29年度から、建設主体である「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」が、駅・ルート公表に向けた詳細調査（地質調査等）に着手



8 リニア中央新幹線の東京・大阪間の早期開業， 関西国際空港への延伸及び「京都駅ルート」の実現

我が国にとって最適なルートを比較検討していただくとともに、国家政策として整備を推進し、その効果が最大限に発揮されるよう、次のとおり求めます。

提案・要望事項

市・府共同提案(京都誘致の実現等)

- (1) リニア中央新幹線の東京・大阪間の早期開業
- (2) 関西国際空港へのリニア延伸によるアクセス改善及び
「京都駅ルート」の実現(首都圏～京都～関西国際空港を75分でつなぐ)

(国土交通省)

リニア中央新幹線の現行ルート

- 現行ルートは、昭和 48 年に超電導リニアの技術の導入を前提としない、東海道新幹線の老朽化や事故に備えた「第二東海道新幹線」として主要な経過地を決定。
- 全国新幹線鉄道整備法では、需要の動向や経済効果の調査結果に基づいてルートを決定すると明記されており、改めて、リニアを前提とした、ルートの検証が必要。

全国幹線旅客純流動調査(2010)を基に推計	京都駅ルート	現行ルート
首都圏からの乗客数予測	1,200 万人/年	300 万人/年
首都圏からの利用者による経済波及効果	810 億円/年	420 億円/年

京都駅ルートの適格性

京都駅は、既存の鉄道ネットワーク(東海道本線、山陰本線、湖西線、近鉄、市営地下鉄等)と結節しており、広いエリアに整備効果(時間短縮)が波及し、日本全体の発展に貢献。



東京・大阪間の早期開業

- 国土の調和ある発展を目指し、近畿・西日本の経済の地盤沈下を招かず、また、リニア中央新幹線の整備効果を最大限発揮するためには、早期開業に向けた取組を推進することが必要。

関西国際空港への延伸

- 関西国際空港への延伸により、国内唯一の完全 24 時間運用の国際空港と首都圏、京都がつながることで、我が国の産業、学問、文化、観光の振興に寄与し、「文化芸術立国・日本」、「観光立国・日本」の実現に向けて大きな推進力となる。

「京都駅ルート」の実現

(首都圏～京都～関西国際空港を 75 分でつなぐ)

- 21 世紀の日本の発展にとって、ものづくり、学術、文化、宗教、観光振興などの要素がきわめて重要。
- 京都は、現役の御所、全国的企業、宗教の本山、家元の所在地であり、また、文化庁の移転が正式決定している。政治経済の中心である東京と共に、これからも京都が日本の文化首都としての使命を果たすことは日本の未来のために重要。

9 地方の持続的な成長を促進し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するための「地方拠点強化税制」（拡充型）の本市全域への優遇対象拡大

「地方拠点強化税制」については、国の御英断により、改正地域再生法※において「移転型」の対象地域が見直され、本市の既成都市区域も支援対象に追加されておりますが、「拡充型」については引き続き支援対象外となっています。

本制度の対象区域は、近畿圏整備法制定当時の国勢調査（昭和35年）を基に設定されており、現在の都市の実態は未反映であることから、地域の活力の維持・向上のため、現在の実態を反映した区域設定の見直しを行い、本市全域を優遇対象地域とすることを求めます。

※平成30年5月23日現在、国会審議中

提案・要望事項

市・府共同提案

地方の持続的な成長を促進し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するための「地方拠点強化税制」（拡充型）の本市全域への優遇対象拡大

（内閣官房，内閣府，経済産業省）

現状・課題

- ① 「地方拠点強化税制」については、これまで税優遇の対象外であった三大都市圏の既成都市区域が、新たに「移転型」の税優遇対象に。
- ② 一方、「拡充型」については、引き続き本市の市街地のほぼ全域を含む三大都市圏の既成都市区域が対象外となっている。
- ③ 税優遇対象外の地域は、近畿圏整備法制定当時の国勢調査（昭和35年）の人口集中地区人口を基に設定されており、**現在の都市の実態は未反映**
- ④ 優遇対象外の区域内には、まとまった敷地を有する企業（株島津製作所、三菱自動車工業株、ローム株等）が立地しており、研究所等の新築や建替の需要が期待されるが、地域再生法の施行以降に市外へ転出した事例が見受けられる。今後も、本市が税優遇の対象外であるため、企業の減少傾向に歯止めがかからないおそれがある。

（参考）政令指定都市の人口

京都市の現状

○各都市総人口（出展：国勢調査）

昭和35年（1960年）

順位	都市名	総人口（人）
1	大阪市	3,011,563
2	名古屋市	1,697,093
3	横浜市	1,375,710
4	京都市	1,295,012
5	神戸市	1,113,977
6	北九州市	986,401
7	福岡市	682,365
8	川崎市	632,975
9	札幌市	615,628
10	広島市	590,972

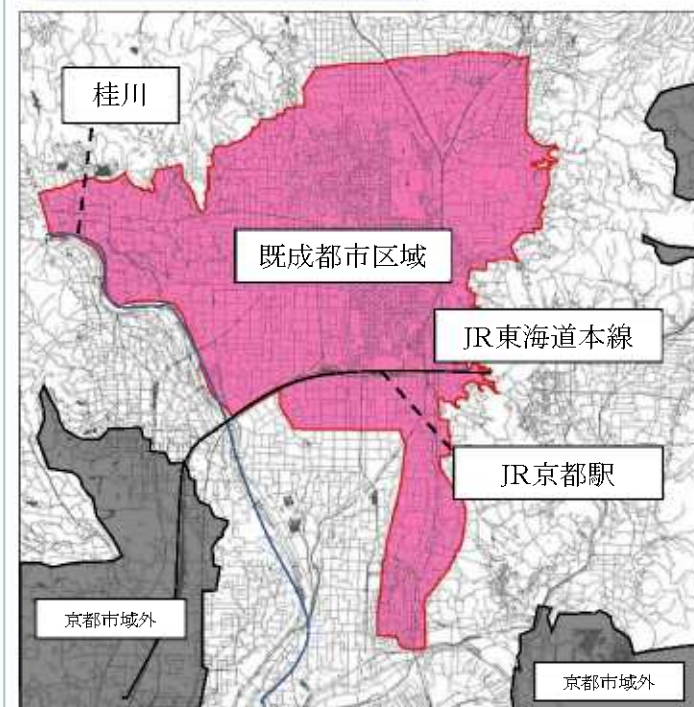
昭和60年（1985年）

順位	都市名	総人口（人）
1	横浜市	2,992,926
2	大阪市	2,636,249
3	名古屋市	2,116,381
4	札幌市	1,542,979
5	京都市	1,479,218
6	神戸市	1,410,834
7	福岡市	1,160,440
8	川崎市	1,088,624
9	北九州市	1,056,402
10	広島市	1,044,118

平成27年（2015年）

順位	都市名	総人口（人）
1	横浜市	3,724,844
2	大阪市	2,691,185
3	名古屋市	2,295,638
4	札幌市	1,952,356
5	福岡市	1,538,681
6	神戸市	1,537,272
7	川崎市	1,475,213
8	京都市	1,475,183
9	さいたま市	1,263,979
10	広島市	1,194,034

京都市の既成都市区域図



京都市の市街地のほとんどが既成都市区域となっており、**地方拠点強化税制（拡充型）の税優遇を受けることができない**

要望

拡充型についても京都市全域が税優遇対象となるよう、最新の人口動態等を考慮した区域設定への見直しが必要

10 京都・近畿の活力あるまちづくりのための、交通利便性の高い市街地に所在する国有地の活用の検討

施設の現在地への移転から半世紀以上が経過し、宅地化や交通利便性の向上など、周辺環境が著しく変化する中で、京都のみならず、未来の近畿の発展にとって大きな可能性を有する国有地について、我が国の地方創生を推進する観点から、施設の移転をはじめとした有効活用の検討を具体的に進めていただけるよう、次のとおり求めます。

提案・要望事項

京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、
京都刑務所（山科区，敷地10万7千 m^2 ，地下鉄柳辻駅徒歩5分），
京都拘置所（伏見区，敷地2万7千 m^2 ，近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分），
京都運輸支局（伏見区，敷地2万 m^2 ，近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分）
など、交通利便性の高い市街地に所在する国有地の有効活用の検討

（法務省，国土交通省）

国有地の活用を検討

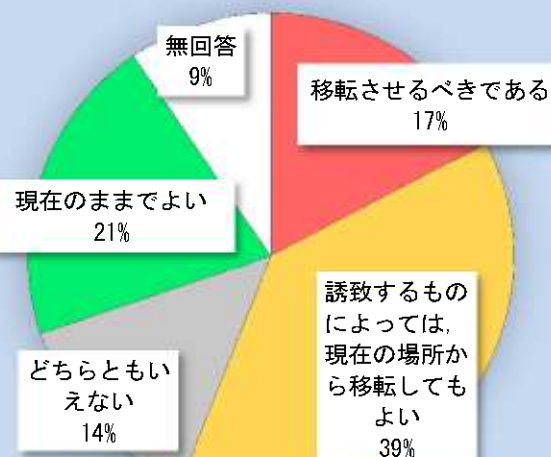
京都刑務所（現在地への設置から 90 年以上が経過）

- ① 施設の移転当時、周辺地域は田畑であったが、その後、宅地化が進み、更に山科駅前地区第一種市街地再開発事業の実施等による都市環境の向上もあり、現在は典型的な近郊住宅地に変貌。
- ② 地下鉄東西線（平成 9 年）、京都高速道路（平成 23 年）の開通により、交通利便性が格段に向上。
※地下鉄柳辻駅徒歩 5 分



山科区民の声

「あなたは、山科区に京都刑務所があることについて、どう思いますか」という設問に対して、「移転させるべきである」又は「誘致するものによっては、現在の場所から移転してもよい」との回答が約 6 割あり、「現在のままでよい」と答えた人（2 割）を大きく上回った。



<「第 2 期山科区基本計画」等に関する区民アンケート>

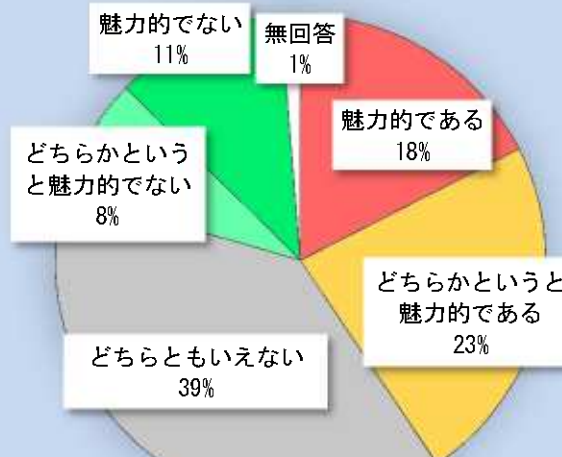
京都拘置所及び京都運輸支局（現在地への設置から 50 年以上が経過）

- ① 当該地を含めた周辺地域を「らくなん進都」と位置付け、世界を舞台に活躍する企業をはじめ、ものづくり企業等の立地誘導を推進中。
- ② 地下鉄烏丸線の延伸（昭和 63 年）、京都高速道路の開通（平成 23 年）により、交通利便性が格段に向上。
※近鉄上鳥羽口駅徒歩 5 分、地下鉄くいな橋駅徒歩 5 分



施設周辺事業者の声

「京都拘置所及び京都運輸支局が移転した場合、跡地について、産業用地としてどう評価されますか」という設問に対して、「魅力的である」又は「どちらかというとも魅力的である」と回答した企業は約 4 割であり、「魅力的でない」又は「どちらかというとも魅力的でない」と回答した企業（約 2 割）を大きく上回った。



<京都拘置所敷地及び京都運輸支局敷地に係るアンケート調査>

将来の京都・近畿の発展、我が国の地方創生を推進するため、これらの国有地の施設移転をはじめとした有効活用の検討を！

1 1 地方から規制改革を推進するための特区提案の早期実現

国が進める「規制改革」を京都が牽引し、国際文化観光都市・京都の強みを最大限に活用した成長戦略を推進するため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 介護・福祉分野の枠を超えて、あらゆる人が近距離移動に利用できる手段として事業者が新たに開発する「新型電動車いす」を歩道と車道双方で走行可能とするパーソナルモビリティ特区提案の実現

～NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）の研究開発支援を受けたプロジェクトを更に発展～

- (2) 外国人が働きながら日本料理を学ぶことを可能とする特例措置の受入対象に、一定水準の調理技能を有する外国人料理人を追加する特区提案の実現
- (3) 京都で学ぶ留学生が、京都市等が認定する企業に就労する場合の手続の簡素化に関する特区提案の実現

（内閣府，国家公安委員会，法務省，農林水産省，国土交通省）

(1) 「新型電動車いす」を歩道と車道双方で走行可能とするパーソナルモビリティ特区提案の実現

現状・課題

- ・市民の日常的な移動と観光客の移動が既存の公共交通に集中・錯綜しており、目的に応じた効率的な移動手段が求められる状況である。
- ・電動車いすは、近距離間を効率的に移動できる小型モビリティとしての活用が期待されるが、現行の道路交通法、道路運送車両法では、歩道での6km/h以下の走行に限られ、活用範囲が狭い。

要望

平成30年3月 国に提案

- ・「パーソナルモビリティ」(※)を歩道及び車道双方で走行可能とする。
- ・「パーソナルモビリティ」の車道での最高速度を15km/hとする。
- ・「パーソナルモビリティ」の保安基準は簡素な設定とし、コンパクトな車体設計を可能とする。

※電動車いす、車両の両方の性質を合わせ持つ小型特殊自動車又は原動機付自転車の一類型を法上に新設することが前提。



- あらゆる人の近距離移動の利便性向上！
- 外国人観光客などが持ちこむ電動車いすに対する法的整備の端緒に！

(2) 一定水準の調理技能を有する外国人料理人の受入れに関する特区提案の実現

現状・課題

- ・外国人が働きながら日本料理を学ぶことを可能とする特例措置を全国に先駆けて実施するも、日本料理の海外発信を強化するためには、更なる拡充が必要である。
- ・現行の特例措置では、海外の所属機関から業務の一環として派遣されることが要件であるため、一定の技能と高い意欲をもつ外国人（農水省の研修事業修了者等）を派遣元なしに受け入れることができない。

要望

平成29年10月 国に提案

- ・農水省が定める「海外における日本料理の調理技能の認定に関するガイドライン」に基づく「シルバー以上の調理技能認定*」を受けている外国人を受入対象に追加する。
- ・1事業所当たり2名以内とされている受入人数の上限を3名以内に拡大する。

※日本料理学校等の卒業生又は実務経験が概ね1年程度の者



- 日本料理や日本の食文化の海外への普及が一層促進！
- 訪日外国人旅行者数の増加！

(3) 京都で学ぶ留学生が中小企業に就職する場合の手続の簡素化に関する特区提案の実現

現状・課題

- ・留学生が就職する際の在留資格変更手続きにおいて、非上場企業の中小企業等は提出書類が多く、長い審査時間が必要である。
- ・この手続きは、雇用する中小企業等の負担が大きいうえ、長期間に亘り留学生も不安定な立場となるため、中小企業等が高度な知識や技術を有する留学生を雇用する阻害要因となっている。

要望

平成28年7月 国に提案

以下の要件を満たす場合は、在留資格変更手続きにおける国への提出書類及び審査を上場企業等と同様に簡素化する。

- ・大学コンソーシアム京都に加入する大学等を卒業（学位取得）した留学生
- ・京都市等が審査・認定している中小企業（オスカー認定企業やAランク認定企業等）への就労



- 留学先としての京都の魅力が向上！
- 中小企業等のグローバル展開の加速！

1 2 東京オリンピック・パラリンピックの開催等を見据えた 「観光立国・日本 京都拠点」の更なる充実

観光立国・日本を実現するため、京都が、日本の精神文化の拠点として、また、伝統、文化、ものづくり、自然、学術、宗教、おもてなしを体現する国際競争力の高い魅力ある観光地として、けん引役を果たすことが重要と考えております。

「観光立国・日本 京都拠点」の更なる充実に向け、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) ホテル・旅館・飲食店をはじめとした観光業の担い手不足解消に向けた支援の充実
- (2) 富裕層などの更なる誘致に向けた国別の観光プロモーション強化に対する連携・支援
- (3) 外国人観光客受入環境整備に対する支援や、外国人観光客のマナーアップに向けた取組の充実
- (4) 旅館の更なる魅力発信と利用促進に向けた支援
- (5) MICEの誘致体制の強化等への支援

(観光庁)

これまでの取組

- 観光庁と共同プロジェクト「観光立国・日本 京都拠点」を開始し、ラグジュアリー層を中心とした外国人観光客の誘致などを実施中(平成23年1月～)
- 「グローバル MICE 戦略都市」に選定され(平成25年6月)、観光庁と共同事業を実施
- 京都ならではのおもてなしの向上に向けた取組を推進

観光案内標識アップグレード、ユニバーサルツーリズム・コンシェルジュ制度の創設、京都どこでもインターネット「KYOTO Wi-Fi」の整備、京都市ビジターズホストの育成 等



課題

今後も「観光立国・日本 京都拠点」として、好循環を継続するためには、国の施策を活用しながら、まちづくり、人づくりの観点から、観光客増加に伴う受入環境の更なる充実などが必要。京都における課題解決が、今後、日本全体の課題解決のモデルに。

要望

- (1) ホテル・旅館・飲食店をはじめとした観光業の担い手不足解消に向けた支援の充実**
担い手不足を解消するための交付金制度の創設
- (2) 富裕層などの更なる誘致に向けた国別の観光プロモーション強化に対する連携・支援**
 - ① 国別プロモーションができるような世界各地での情報収集支援
 - ② 日本ラグジュアリートラベルアライアンス等で実施するファムトリップや、海外商談会出展等への連携・支援
- (3) 外国人観光客の受入環境整備に対する支援や、外国人観光客のマナーアップに向けた取組の充実**
 - ① 通訳案内士法の改正に伴い名称独占となる有資格ガイドの周知及び活躍支援、ボランティアガイド等の育成のための支援等
 - ② 総合特区支援利子補給金予算の増額
 - ③ 発地・着地における外国人観光客に対する日本の習慣・制度やマナー、手ぶら観光等の統一的な周知・啓発活動の強化
 - ④ 観光バス路上滞留の解消に向けたシステム構築への支援
- (4) 旅館の魅力発信と利用促進に向けた支援**
日本の伝統・文化が色濃く息づく旅館の、国による更なる魅力発信や、補助金制度の拡充等
- (5) MICEの誘致体制の強化等への支援**
MICE誘致に係る担い手育成支援や、誘致活動に係る財政支援等

最近の誘致案件

平成31年開催予定の「観光と文化に関する世界会議」
(世界観光機関(UNWTO)と教育科学文化機関(UNESCO)の共同開催)

平成28年

- 観光客数 5,522万人
- 外国人宿泊客数 318万人
- 観光消費額 1兆862億円

～引き続き高い京都の評価～

○ワンダーラスト誌

ベストシティ 1位
(2017, 2018年)

○コンデ・ナスト・トラベラー誌

ベストシティ 3位 (2017年)

○トラベル・アンド・レジャー誌

最も文化的魅力の高い都市 1位
(2016年)

世界観光都市6年連続ベスト10入り
(2012～2017年)

日本ラグジュアリートラベルアライアンス

本市が中心となり、戦略的に海外富裕層の誘致を目指す他の5自治体(※)等と平成28年度に設立。

世界におけるラグジュアリー層の訪問先としての日本の確固たるブランド化や各地域の受入環境のレベルアップ等を目指す。

※ 京都府、石川県、札幌市、奈良市、和歌山県



Japan. Endless Discovery.

「観光立国」推進に貢献!

1 3 国立京都国際会館における多目的ホールの、 5, 0 0 0 人規模への拡張整備の早期実現

開館 5 0 周年を経た国立京都国際会館において、5, 0 0 0 人規模の整備を目指す多目的ホールが、まずは2, 5 0 0 人規模で今秋 1 0 月にオープンする運びとなりました。これまでの国の大きな御理解・御英断に大変感謝申し上げます。

さらに、今後の、一刻も早い5, 0 0 0 人規模への拡張整備が、日本の文化振興・文化交流・世界への発信に、より一層大きな役割を果たすと期待されることから、次のとおり求めます。

提案・要望事項

市・府共同提案

国立京都国際会館における多目的ホールの、5, 0 0 0 人規模への
拡張整備の早期実現

(財務省，国土交通省)

現 状 ◆国内外の主要な国際会議場の状況

国名	会議場名	メイン会議場 収容人数	メイン展示場 面積
日本	国立京都国際会館	1,840 名	3,000 m ²
日本	福岡国際センター・マリンメッセ	6,000 名	9,100 m ²
日本	国立横浜会議場（パシフィコ横浜）	5,000 名	20,000 m ²
日本	東京国際フォーラム	5,000 名	5,000 m ²
韓国	コエックス会議・展示センター（ソウル）	7,000 名	10,000 m ²
中国	香港会議・展示センター	8,000 名	20,000 m ²
シンガポール	シンガポール国際会議・展示場	12,000 名	12,000 m ²
オーストラリア	メルボルン国際会議場	5,500 名	30,000 m ²

5 千名が収容でき、それに見合う展示ができる多目的ホールが世界のスタンダード

現在の施設整備（2,500 人規模）の概要

- ①主要室等
展示ホール（2,000 m²:2,500 人規模）
- ②主なスケジュール
敷地調査：26 年 7 月～12 月
設 計：26 年 9 月～28 年 2 月
工 事：28 年 3 月～30 年 6 月（予定）



整備イメージ

課 題 ◆国立京都国際会館のスペース不足により、開催が見送られた国際会議の事例

年度	国際会議名	要請スペース	開催地
25	国際小児科学会	5,000 人規模の会議スペース、12,000 m ² の展示場	オーストラリア
25	国際腎臓学会	3,000 人規模の会議スペース、10,000 m ² の展示場	香港
26	世界心臓学会	5,000 人規模の会議スペース、10,000 m ² の展示場	オーストラリア

2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い、更なる国際会議の受入れの増加が見込まれる中、2,500 人規模ではスペース不足により開催が見送られる国際会議が今後更に増えていく見込み

【日本・京都市における国際会議の開催件数】

年	日本	京都市
27	2,847 件	218 件
28	3,121 件 +9.6%	278 件 +27.5%

< 日本政府観光局による統計結果に基づく >

開催件数はいずれも過去最高を更新

5,000 人規模の多目的ホールを整備することによる効果



豊かな自然環境



宗教や芸術文化の集積



高品質な伝統工芸

国立の国際会議場としての責務と機能を十分に果たすため、地元が行う「京都らしい設え」という付加価値を有する国内唯一の施設を最大限にいかし、日本文化の神髄ともいべき京都において、国際会議を更に多く開催することにより、日本文化を一層世界に発信することが可能に！



**国際貢献の機会を増やし、国際社会における
日本の国力向上に大きく寄与することができる！**

1 4 「大学のまち京都・学生のまち京都」の推進に向けた 大学の機能強化や学生が学ぶ環境の整備

国内における18歳人口の減少や国際的な大学間競争が進む中、地方創生への貢献や、教育の質の確保などの観点から、大学の機能強化が求められています。

こうした課題に対応するとともに、学生が安心して学べる環境整備、留学生誘致・受入環境の整備をより一層推進していくために、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 給付型奨学金・無利子奨学金事業の着実な実施，国立大学・私立大学の授業料減免等の充実及び高等教育無償化の着実な実現
- (2) 国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の充実
- (3) 留学生数増加に向けた取組への支援
- (4) 私立の小規模大学に対する支援の充実（私立大学等改革総合支援事業の予算の充実，施設・設備整備に対する補助率の引上げ等）

（法務省，文部科学省）

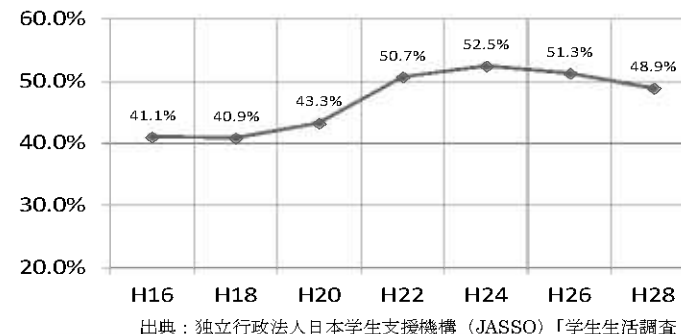
奨学金事業の着実な実施及び授業料減免等の充実、高等教育無償化の着実な実現

近年の社会情勢から、大学生の半分近くが奨学金を受給するとともに、貸与型奨学金返還の負担感が大きく、学生が安心して学べる環境づくりが必要

要望

給付型奨学金・無利子奨学金事業の着実な実施、国立大学・私立大学の授業料減免等の充実及び真に支援が必要な学生を対象とした高等教育無償化（給付型奨学金及び授業料減免措置の更なる拡充）の着実な実現

大学学部生の奨学金受給割合（全国）

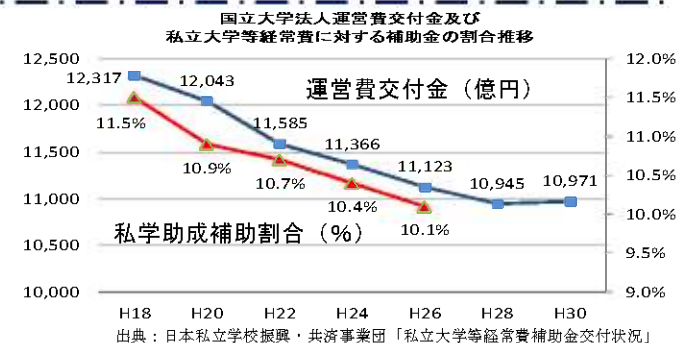


国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の充実

京都においても大学を取り巻く環境は厳しいが、その中でも、教育の質や定員確保など、大学の機能強化が求められており、運営への支援の充実が必要

要望

国立大学法人運営費交付金・私立大学等経常費補助金の充実



留学生数増加に向けた取組への支援

本市では着実に留学生が増加しているが、平成32年度までの「留学生1万5千人」目標達成、ひいては国の「留学生30万人計画」にも資するよう、更なる取組の促進が必要

要望

①大学における留学生受入支援

留学生受入の取組を積極的に推進する大学に対する支援

②留学生受入環境づくり

大学や民間における留学生宿舎整備・運営に対する財政支援

③留学生に対する就労支援

京都で学ぶ留学生が、京都市等の認定した企業に就労する場合の手続きの簡素化に関する特区提案の実現

<京都市の留学生数の目標>

平成32年度までに「留学生1万5千人」

（「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略）

京都市内大学等留学生数推移



出典：独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）「留学生調査」

15 子ども・子育て支援の充実

幼児教育・保育の無償化や保育の質の向上，医療的ケア児への支援など，子育て支援施策の充実のため，次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 国の責任による幼児教育・保育の無償化の円滑な推進
- (2) 質の高い保育と担い手確保のために，京都市独自に改善している職員配置基準及び職員処遇を踏まえた十分な財政支援
- (3) ニーズに応じた障害児通所施設及び保育所等への看護師配置のための財政支援の拡充等，医療的ケア児への支援の充実
- (4) 貧困家庭の子ども等への支援のための恒久的かつ十分な財政措置
- (5) 児童館及び放課後児童クラブの更なる充実のための十分な財政措置
- (6) 自治体の財政力にかかわらない，国の制度としての子ども医療費等助成制度の創設

(内閣府，文部科学省，厚生労働省)

幼児教育・保育の無償化の円滑な推進

現状・課題

保育所の新設・増改築などにより、児童受入枠を拡大し、
国定費での5年連続待機児童ゼロを達成

＜無償化の実施に伴い想定される課題＞

- 利用申込みの増加に伴い、待機児童が発生するおそれ
- 保育利用が長時間化することで、保育現場が疲弊し、
子どもの育ちにも悪影響となるおそれ

本市では、保育料を利用時間に応じ細分化（8～11時間の
間で7段階）して設定することで、真に必要な時間の利用
を促進

- 現在の国と地方の負担割合が維持された場合、地方の財
政負担が増大
- 仮に標準的な利用時間（幼稚園は4時間、保育所は8時
間超11時間以下）が無償化の対象となれば、幼稚園の預
かり保育の利用者が保育所に集中し、幼児教育・保育の充
実と待機児童の解消に幼稚園が十分な役割を果たせなく
なるおそれ

29年度において、幼稚園に通園する要保育児童は本市で約3千人

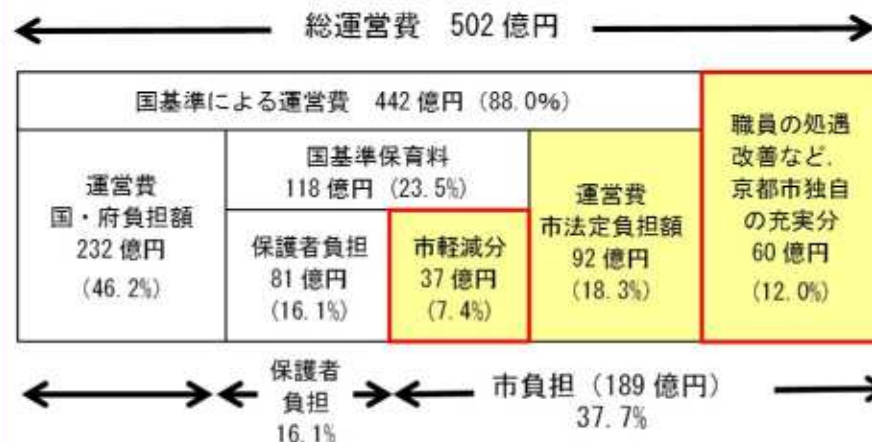
うち、約2,200人が預
かり保育を利用【市内
幼稚園の98%が実施】

要望

- 利用申込の増加や保育利用の長時間化など、保育現場の懸
念にきめ細かく対応した制度設計
- 地方自治体の財政運営に支障をきたさない必要な財政措置
- 幼児教育・保育の充実のための幼稚園における預かり保育
等への十分な財政措置

保育所等の運営に係る独自の充実策への支援

質の高い保育及び保育の担い手確保のため、独自の保育士配
置基準による手厚い配置や職員処遇の改善



(保育所における配置基準)

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
国	3:1	6:1		20:1※1	30:1	
市	3:1	5:1※2	6:1	15:1	20:1	25:1

※1 3歳児配置改善加算あり(15:1)

※2 1歳6箇月未満児に係る加配あり(4:1)

国基準を上回る保育
士配置基準や職員処遇
の改善等により保育環
境の充実が実現！

(保育士の処遇改善)

厳しい財政状況の中、市独自で約48億円の公費
を投入し、全国平均の1.4倍の給与水準を実現

要望

- 質の高い保育を提供するため、児童年齢に応じた適切な
保育所職員配置基準の設定が必要
- 保育の担い手確保のため、給与水準の底上げなど、更なる
処遇改善の実施が必要

医療的ケア児への支援の充実

現状・課題

<障害児通所支援施設>

- 医療的ケア児の受入に必要な看護師等の配置が、障害児通所支援施設の設置基準上は必須とされていないことなどから、医療的ケア児の受入れが可能な事業所の設置が進んでいない。
- 平成30年度報酬改定で「看護職員加配加算」が創設されたが、看護師等を配置しただけでは加算の対象とならない。

看護職員加配加算の条件

- ①事業所に看護師等を配置し、かつ、②基準を満たす医療的ケア児を受け入れた場合に加算

<保育所等>

- 本市では、医療的ケア児を受け入れる民間保育所等に対して、看護師の配置に必要な費用を補助しているが、多くが市の単独予算（30年度33,000千円）となっている。

医療的ケア児保育支援モデル事業

- 1自治体当たりの補助単価：7,300千円
(補助率：国1/2, 指定都市1/2) <予算箇所数：60箇所>

- 訪問看護サービスを自宅で利用する場合は医療保険が適用されるが、保育所等で利用する場合は適用されないため、保護者の負担増につながる。

要望

- ニーズに応じた障害児通所施設及び保育所等への看護師配置のための財政支援の拡充が必要
- 保育所等における訪問看護サービス利用への医療保険適用が必要

貧困家庭の子ども等への支援のための取組

現状・課題

・18,000件の市民アンケート調査に加え、子どもや家庭に直接関わる約700の団体、施設からの聴き取り調査等の徹底した実態把握を実施した結果、貧困家庭の子どもや保護者が抱える様々な課題が判明

<貧困線（国基準）を下回る所得の世帯の割合>

約13%（ひとり親家庭のみでは約49%）

<経済面以外でも様々な課題を抱えている・・・>

子どもが抱える課題

他者との繋がり希薄化、生活習慣の乱れ、学習状況の遅れ、自己肯定感の低下

保護者が抱える課題

子育ての不安や負担感を抱えながら、多忙な生活の中で周囲から孤立

<本市の取組>

- 13の新規施策と24の充実施策を含む計133の施策を掲げた「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」の策定
- 子どもの居場所づくり支援の取組が、より多くの地域で継続的に行われていくよう、
 - ・開設に係る初期費用の一部を補助する制度の創設
 - ・事業の立ち上げや運営に関する相談支援・現地派遣を行うアドバイザー事業の実施
 - ・運営のノウハウや注意点、事例集等を盛り込んだ「京都市子どもの居場所づくりのすゝめ」の発行など、きめ細かな支援を実施

さらに取組を進めていくためには・・・

- 国において、子どものライフステージに応じた支援制度、施策等をしっかりと進めるとともに、地域の実情に応じたきめ細かな施策の推進が必要
- 子育て家庭への経済的な支援を中心とした各種の負担軽減策は、各自治体独自での拡充が予算上困難

要望

貧困対策を着実に推進していくため、全国的に拡大しつつある子どもの居場所づくりの取組など、各自治体の取組に対する恒久的かつ十分な財政措置が必要

児童館及び放課後児童クラブの更なる充実のための十分な財政支援

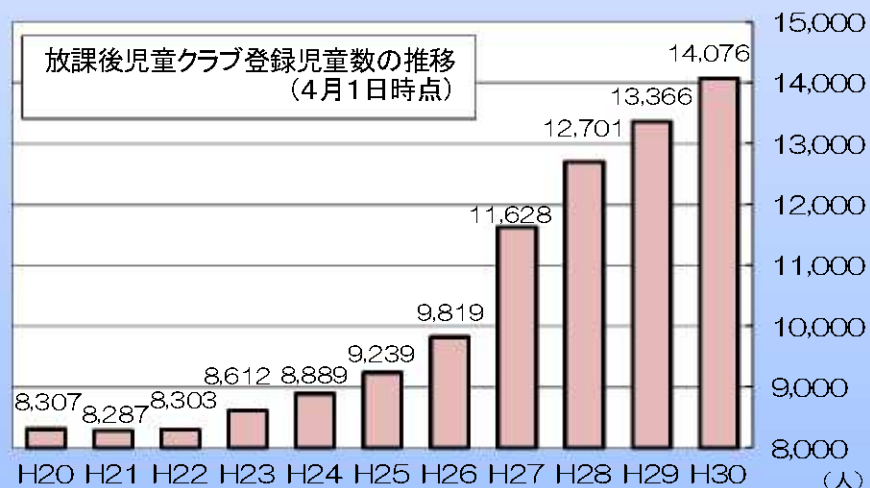
現状・課題

<児童館>

- 年齢や家庭環境等の様々な背景を持つ子どもが立ち寄る場であり、子育て支援はもとより子どもの居場所づくりにおいてもますます重要
- 本市においては独自に児童館を活用した学習支援を展開

<放課後児童クラブ>

- 共働きの家庭の増加等に伴うニーズ増に対応するため、平成30年4月では332クラスを編成し、674人の職員を配置
(対前年度比+16クラス、+30人)



要望

児童館の充実と、放課後児童クラブの利用希望者全員の受入を維持するために、十分な財政措置が必要

子ども医療費助成制度の創設

現状・課題

- 子ども医療費助成は、全国的に実施されている制度であるが、自治体の独自施策であるため、各自治体の財政状況等により、対象年齢や所得制限、負担金に差が生じている。
- 子育て支援の観点からも、全国どこに住んでいてもサービス内容に格差が生じることなく安心して医療が受けられるよう、全国一律の助成制度の創設が必要である。

<政令指定都市で比較すると>

- **対象年齢**
通院において、「小学1年生まで」や「高校卒業まで」とする自治体があり、**受給期間で最大11年の差**が発生
- **所得制限及び一部負担金**
自治体ごとに内容が大きく異なっており、**受給の可否や負担額にも差**が発生

<本市の子ども医療費支給制度(30年度1,918百万円)>

- 対象年齢
中学校卒業まで
- 一部負担金
入院と3歳未満の通院 1月1医療機関 200円
3歳以上の通院 1月1医療機関3,000円
- 所得制限なし

要望

国による**全国一律で隙間のない恒久的な補助制度の創設**が必要

1 6 教育の充実と教員の働き方改革

教員が子どもと向き合う時間を確保し、いきいきとやりがいを持って働くことのできる環境をつくり、学校・幼稚園の教育活動を一層充実させるため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 学校における教員の働き方改革に向けた、人員配置の促進に対する財政措置
 - ・ 教員が子どもと向き合う時間を確保するための教職員定数の改善
 - ・ スクール・サポート・スタッフ及び部活動指導員等の配置促進に向けた財源確保
- (2) 小学校2年生の35人学級の早期法制化

(文部科学省)

教員の働き方改革に向けた、人員配置の促進に対する財政措置

本市学校現場の状況

- 文部科学省が行った勤務実態調査の結果同様、本市独自の調査でも、小学校で約3割、中学校で約6割の教員が月80時間を超える時間外勤務を行っており、極めて多忙な状況が見られた。
- このため、勤務時間の大半を占める授業や授業準備、部活動（中学校）における教員の負担を軽減する必要がある。

本市独自の取組

- 教員の配置においては、本市独自予算による小学校2年生での35人学級・中学校3年生での30人学級の実施をはじめ、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員等の配置、小学校専科教育の非常勤講師の配置拡大など先進的な取組を進めてきた。
- また、「学校・幼稚園における働き方改革の推進事業」を新たに実施し、働き方改革をより一層推進している。

課題

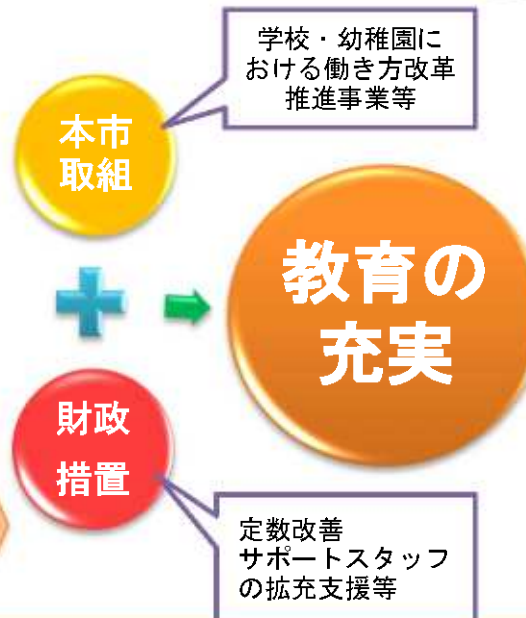
本市独自の取組だけでは限界があり、
更なる取組の推進には国の支援が必要

要望

- 教員の一人当たりの授業時数や児童生徒数を減らすための、小・中学校の学級編制の標準の改定も含めた**教職員定数の抜本的な改善**
- 教員が本来の仕事に専念できるよう、**スクール・サポート・スタッフを全学校園に1人以上（約300名）、部活動指導員を中・高等学校に各校1～3人以上（約200名）に配置拡大**
- 教員の持ち授業数軽減とそれに伴う授業準備の充実のため、**小学校専科指導教員の配置拡充**

効果

- 教員が子どもと十分に向き合い授業改善等に取り組むことで、質の高い教育を实践
- 教員が心身共に健康でいきいきと働くことができる環境整備



小学校2年生の35人学級の早期法制化

本市の状況

- 平成15年度から小1、平成16年度から小2の35人学級を独自予算で先行して実施
- 小1については、平成23年度の法制化により35人学級が実現している一方、小2については、35人学級を実施するための「加配定数措置」にとどまっており、小2以降の制度化は見送られている。
- 「加配定数」は、国の予算状況等により毎年度確実に措置されるとは限らず、小2の35人学級の実施は、不安定な状況となっている。

要望

小学校2年生における35人学級の早期法制化が必要

17 生活保護制度の更なる改革と生活困窮者支援に対する財政措置等

国の責任の下、生活保護制度及び生活困窮者自立支援がより実効性のあるものとなるよう、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 生活保護制度の国の責務による実施とそれに見合う国庫負担の充実・強化、及びケースワーカーの人件費（396名、33億円）を含めた地方負担への財政支援
- (2) 生活保護における適正な医療行為の給付に向けた、頻回受診や重複処方等過剰な医療行為を制限する仕組みの構築、不正受給への対策強化
- (3) 生活困窮者自立支援制度の実施に必要な財政措置の確保

（厚生労働省）

①本市の生活保護の運営状況



21年度以降、保護率は急増したが、就労自立支援等の取組により、25年度以降、減少傾向に！ ※ 全国平均は高止まり傾向

②生活保護の適正化 ～市民から信頼される「不正を許さない制度へ」～

現状

医療扶助費の割合
45.8%(28年度決算)

適正化を図るために

要望

過剰な医療行為を制限する仕組みが必要

- 頻回受診や重複処方等の過剰な医療行為について、現在の診療・処方後の事後の患者指導ではなく、支払基金において審査・返戻を行えるよう診療報酬の規定を改定し、診療報酬請求自体を行えなくなるような仕組み・基準の設置

要望

不正受給への対策強化が必要

- 実施機関の調査権限強化
回答義務の対象を官公署のみならず**金融機関や就労先にまで拡大を！**
- 保護費と返還金の調整
本人からの申出がなくても保護費と返還金との調整を可能に！

不正受給等

就労等
収入未申告
虚偽の
居住実態
その他

③就労自立の促進

生活保護世帯が大幅に増加する中、生活保護の大きな目的の一つである自立助長に向けた生活保護受給者に対する自立支援の強化充実が必要不可欠！

就労に向けて

- ・ ケースワーカーによる受給者の抱える課題の的確な把握、きめ細かな助言指導
- ・ ケースワーカーとハローワークとの連携※
- ・ キャリアカウンセラー等の専門家による支援が重要！

※ 福祉事務所ケースワーカーとハローワーク相談窓口(福祉・就労支援コーナー)が連携し、生活保護受給者等に対し、就労支援を市内全区役所・区役所支所など計15箇所を実施(平成30年4月現在)

年度	ハローワーク相談窓口での就労支援		キャリアカウンセラー等による就労支援	
	相談件数	就職者数	支援者数	就職者数
27	10,736	1,091	1,570	789
28	11,163	1,015	1,330	657
29	10,403	891	1,274	676

生活困窮者自立支援法の施行 (平成27年4月)

生活保護に至る前段階での自立支援策の強化が可能に！

一方で課題も

要望

必須事業・任意事業とも、法律に基づくにもかかわらず**自治体負担が発生**している。

費用負担割合の見直しを！

1 8 国民健康保険制度の抜本的な改革

国民健康保険制度について、他の医療保険制度との負担の公平化や、被保険者が将来にわたり安心して医療を享受できることが重要です。そのためには、国を被保険者とした全ての国民が加入する医療保険制度への一本化と、制度改革実現までの間の財政措置が必要であり、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 他の医療保険制度との一本化など抜本的な制度改革の早期実現、及び我が国の医療保険制度の将来像の提示
- (2) 制度改革実現までの財政措置の拡充
 - ・ 国庫負担率の引き上げ
 - ・ 国民健康保険財政基盤強化策の更なる拡充
 - ・ 特定健康診査及び特定保健指導に対する財政措置の拡充
- (3) 子ども医療費（小学生以上分）等の地方単独事業の実施に伴う、国庫負担金の減額調整措置の撤廃

（厚生労働省）

国民健康保険制度の抜本的改革及び その実現までの財政措置の拡充

現状・課題

- ①低所得者の加入割合が高い
- ②高齢化等による医療費の増加
…等により、他の医療保険制度との負担が不均衡
- ③負担軽減のための多額の一般会計繰入金の投入



保険者と被保険者の負担は限界に達しつつある状況

国の国保財政基盤強化策（約3,400億円の財政支援）は一定の効果があるものの、構造的な問題解決には至らず

子ども医療費（小学生以上分）等の地方単独事業の実施に伴う国庫負担金の減額調整措置の撤廃

現状・課題

子ども医療費をはじめとした地方単独の医療費助成制度の実施に伴う国保の国庫負担金の減額措置が国保財政運営上の大きな支障に

本市における国保の減額措置状況（小学生以上分・平成28年度決算ベース）

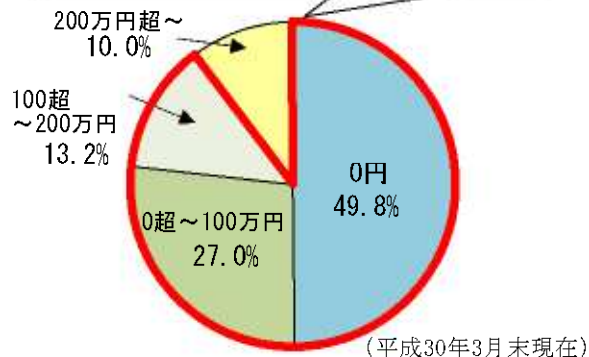
- ①子ども医療分 17百万円 ②老人医療分 50百万円
- ③重度心身障害者医療分 247百万円 ④その他福祉医療等 68百万円

要望

国保の減額調整措置は、人口減少社会の克服と地方創生に向けた取組に逆行するものであることから、**子ども医療費（小学生以上分）等の地方単独事業の実施に伴う国庫負担金の減額調整措置の撤廃を！**

①

京都市国保世帯の約90%が
所得割基礎額200万円以下
（軽減適用率は約79%：28年度決算）



<所得割基礎額階層別世帯数>

②

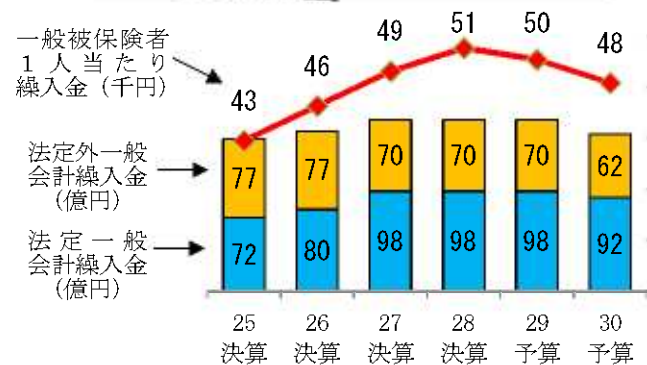
1人当たり医療費は、
25年度から約14%（約46千円）増



<医療費の推移>

③

1人当たりの一般会計繰入金は、
25年度から約12%（約5千円）増



<一般会計繰入金の推移>

要望

- ①国を保険者とした全ての国民が加入する**医療保険制度への一本化**
- ②制度改革実現までの間の**更なる財政措置の拡充**



国民皆保険を堅持し、安定的で持続可能な医療保険制度の再構築を！

19 違法「民泊」を根絶し、安全安心で、市民生活と調和した「民泊」の実現

本市では、地域住民と観光客の安全安心及び宿泊観光と生活環境との調和の確保を図るため、職員体制を抜本的に強化（41名の専任職員，その他兼任職員も多数）するなど、違法「民泊」の根絶等に向け、徹底して取り組んでいます。

他方で、住宅宿泊事業法は地域の実情を踏まえた運用が可能なものとなっていない等の課題もある中、今後とも取組を継続・強化し、良質な「民泊」の推進を実現するため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 違法「民泊」を根絶し、安全安心で、市民生活と調和した「民泊」の実現のために新たに生じる財政負担への支援
- (2) 民泊制度コールセンターの充実など住宅宿泊管理業者や住宅宿泊仲介業者への指導・監督の徹底
- (3) 法の施行状況を踏まえた、課題の検討、制度の見直し

（厚生労働省，観光庁）

1 急増する「民泊」が引き起こすトラブルに対する本市の取組

全国的に、違法「民泊」施設は、無許可であることから防犯や火災等緊急時の対応、安全衛生設備等に問題を抱えており、また、宿泊客による騒音、ごみ処理、喫煙等のマナー違反による周辺住民の生活環境の悪化などの問題が生じている。本市では、違法「民泊」の根絶をはじめ、安全安心で、市民生活と調和した「民泊」の実現に向け、以下をはじめ徹底して取り組んでいる。

(1) 「民泊通報・相談窓口」の設置

平成28年7月に全国に先駆けて開設。これまでに**3,600件を超える苦情**に対し、**5,000回を超える現地調査を実施**し、**498箇所を営業中止**させるなど、違法「民泊」に対し毅然と対処し、その適正化を強力に進めた。

(2) 「民泊」対策に特化した専門チームの設置・職員体制の充実 **41名が専従**

平成29年4月に専門チームを設置（当初18名）。10月には20名体制に強化。さらに、平成30年4月からは、旅館業法及び住宅宿泊事業法に基づく**宿泊施設の監視指導を専門に担当する職員**と、消防法に基づく**消防設備の検査等を専門に担当する消防職員**、計**41名が専従**。

専門チームの設置に加え、消防や観光部門等の職員も含めた庁内横断的な対策チームも設置

(3) 本市独自ルールの制定

平成30年3月に、市内の「民泊」の現状を踏まえ、法的な限界にも挑戦しながら、適正な運営の確保を図るための条例をはじめとする本市独自ルールを制定・運用している。

「民泊」対策事業（30年度：1.5億円）

- ・「民泊通報・相談窓口」の体制強化
- ・違法な「民泊」施設の適正化指導の強化
- ・「民泊」仲介ウェブサイトの監視強化
- ・旅館業法の許可施設に対する監視指導の推進
- ・住宅宿泊事業法に基づく届出受付等体制の構築など

2 更なる取組の強化に向けて

住宅宿泊事業法においては、条例委任されているのは生活環境の悪化防止を目的とした事業の実施地域と期間の制限に限られており、**地域の実情を踏まえ、柔軟に運用できるよう制度の見直し**が求められる。

要 望

1 違法「民泊」を根絶し、安全安心で、市民生活と調和した「民泊」の実現のために新たに生じる財政負担への支援

住宅宿泊事業の適正な運営の確保を図るための、法に基づく届出受付等の体制や、自治体が十分な指導監督機能を発揮するために講じた体制の構築等に対する財政支援を速やかに実施すること

2 民泊制度コールセンターの充実など住宅宿泊管理業者や住宅宿泊仲介業者への指導・監督の徹底

- (1) 自治体に負担を転嫁することのないよう、民泊制度コールセンターの24時間対応化など、騒音に係る周辺住民の苦情の際など即応が必要なものに対して、住宅宿泊管理業者等の迅速・的確な対応を促すための体制整備が直ちに必要
- (2) 容易に違法「民泊」が営業できる環境の一掃のため、無許可仲介サイトの取締りを徹底するとともに、仲介サイトへの無許可・無届施設の掲載削除、施設の所在地や旅館業法及び住宅宿泊事業法上の許可番号・届出番号の確認・掲載を義務付けるべき

3 法の施行状況を踏まえた、課題の検討、制度の見直し

「民泊」を悪用した犯罪が立て続けに発生するなど、「民泊」に対する地域住民の不安は高まっている。法施行後も地域の実情を踏まえ、「民泊」の適正な運営を確保するため、許可制の導入など法規制の見直しを進めること

20 働き方改革の推進による中小企業の担い手確保など、 現下の課題に即した支援の充実等

本市では、中小企業の持続的発展に向け、多様な業種の若手経営者等が集まり、業種横断的に議論する「京都市中小企業未来力会議」を創設し、京都ならではの働き方改革・担い手育成をはじめ、現場の声を反映した実効性ある振興策の企画立案につなげるなどの取組をしています。また、市内中小企業の魅力を広く発信する「京都市わかもの就職支援センター」を開設するなど、中小企業の担い手の確保、定着に対する支援に取り組んでいます。

今後もさらに、京都ならではの「働き方改革」の推進による担い手不足の解消や、正規雇用化の促進により、京都の地域経済の好循環を確立し、企業の発展を加速させ、更なる経済成長につなげるため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 地域の実情を踏まえた働き方改革の推進等により中小企業の担い手不足を解消するための新たな交付金制度の創設
- (2) 非正規雇用から正規雇用への転換の促進のための支援の充実
- (3) 「ブラック企業・ブラックバイト」の根絶に向けた取組を強化するための支援

(厚生労働省)

中小企業の担い手不足解消に向けた新たな交付金制度の創設

本市の現状・課題

宿泊・飲食
サービス業
は特に深刻

○ 深刻な担い手不足

有効求人倍率が1.5倍と高水準で推移する一方、中小企業においては担い手不足が喫緊の課題

市の取組

<取組の方向性>

- ・ 働き方改革の推進による中小企業の魅力アップとその発信
- ・ 障害者、高齢者、女性など多様な担い手確保、育成
- ・ AI、IoT等に対応したプロフェッショナル人財・中核人財の確保、育成
- ◆ マッチングサイト、交流会、インターンシップなど中小企業の魅力発信
- ◆ 働き方改革の先進事例の発信などにより、中小企業における働き方改革の取組の後押し

国事業

- ◆ 「京都次世代ものづくり産業雇用創出プロジェクト」補助金（平成25～30年度）
 - ・ 新事業創造と企業の付加価値向上を促し、質の高い安定した雇用を促進

要望

- 中小企業の担い手不足を解消するための交付金制度の創設

非正規雇用から正規雇用への転換の促進のための支援の充実

本市の現状・課題

○ 政令市で最も高い非正規雇用率(43.7%)

- ・ 特に観光関連産業の非正規雇用率が高い
- ・ 宿泊業等の低い労働生産性

市の取組

<取組の方向性>

- ・ 非正規雇用率が高く、労働生産性が低い観光関連産業などにおける正規雇用化・生産性向上
- ◆ 宿泊事業者等の生産性向上に向けた専門家による相談支援
- ◆ 首都圏求職者への中小企業魅力発信インターンシップ

国事業

- ◆ 「地域活性化雇用創造プロジェクト」補助金
 - ・ 生産性向上等による正規雇用化の促進
- ◆ キャリアアップ助成金
 - ・ 非正規雇用労働者の正規雇用化等の処遇改善に取り組む企業への支援
- ◆ 業務改善助成金
 - ・ 賃金引上げと一体となった生産性向上の支援

要望

- 国の「地域活性化雇用創造プロジェクト」補助金の継続
- 制度の利用促進に向けた、「キャリアアップ助成金」の手続きの簡素化、「業務改善助成金」の要件緩和等

「ブラック企業・ブラックバイト」の根絶に向けた取組への支援

本市の現状・課題

- ブラックバイトに関する公的機関の相談窓口の認知度が低い
- 学生のワークルールの認識が不十分

市の取組等

<取組の方向性>

- ・ 公的機関の相談窓口の周知及び適切なサポート体制の維持
- ・ トラブルを未然に防止するための学生向けのワークルール教育の充実
- ・ 企業向けの労働法制等の更なる周知・啓発
- ◆ ブラックバイト対策協議会 設立
 - ・ 本市、労働局、府によるオール京都体制で、相談窓口の設置、ワークルール教育の周知・啓発

要望

- 学生アルバイトの継続的な実態把握のための調査及び公的機関の相談窓口の周知等具体的な対策への支援
- 国による企業への監督指導及び労働法制セミナー実施等による啓発の強化

2 1 安全・安心な食生活と世界に誇る「京の食文化」を支える 京都市中央市場の再整備に対する財政支援

京都市中央市場は、日本初の最も伝統のある中央卸売市場として、昨年、開設90周年を迎えました。この間、公正な取引を通じ、生産者を守り、市民に安全・安心な食材を安定的に供給するとともに、我が国が誇る「京の食文化」を支えてまいりました。

これらの機能・役割を将来にわたり発揮するとともに、災害発生時における食料調達拠点としての機能の向上、農水産物の輸出力強化など、京都市中央市場の課題の解消と発展のため、本市と卸・仲卸・市場関係者が協力し、既に900回を超える侃々諤々の議論を行いながら、約40年ぶりとなる大規模な再整備（約600億円、約13年間）を進めているところです。

今般、卸売市場法の改正※においても、市場機能の重要性に鑑み、卸売市場を食品流通の核として堅持することが再確認されています。

京都市中央市場がこれからもその役割をしっかりと果たすことができるよう、再整備に当たり、次のとおり求めます。

※平成30年5月23日現在、国会審議中

提案・要望事項

- (1) 中央卸売市場の整備に対する交付金の財源確保及び財政支援の充実
- (2) 物流の効率化や労働環境改善に資するシステム導入等に対する財政支援の充実

(農林水産省)

京都市中央市場の果たす役割【必要性・重要性】

- 食品流通の核として、公正な取引を通じ、生産者を守り、また、消費者に対して、安全・安心な生鮮食料品等を安定的に供給
- ユネスコの無形文化遺産に登録された「和食」や世界に誇る「京の食文化」を支え、次代に継承
- 「京野菜」・「京都肉」をはじめとする高品質な国産農畜水産物の輸出を促進
- 広域的な災害対応拠点として、災害発生時にも生鮮食料品等の安定供給を確保

○「京都市中央市場宣言」(平成 29 年 12 月)

京都市中央市場が、これからも生産者を守り、市民に自然の恵みを届ける生鮮食料品の中核的な流通拠点としての使命を果たすとともに、京都はもとより、我が国の食文化を将来にわたり力強く牽引していくことを宣言

京都市中央市場の再整備

総事業費約 600 億円
平成 40 年度完成予定

【再整備のポイント】

○安全・安心な生鮮食料品等の安定供給に向けた取組の推進

- ・ コールドチェーンシステムの導入など、衛生・品質管理体制の確立
- ・ 産地との連携強化、円滑な物流動線の確保

○文化と健康を守る食生活・食習慣の普及促進

- ・ 若い世代を中心とした食文化・食習慣の普及啓発
- ・ 周辺地域の活性化への貢献と観光資源としての魅力創出

○競争力のある市場を目指した取組の推進

- ・ 京野菜のブランド化と販路開拓の促進、輸出の推進
- ・ 省エネ、蓄エネ設備の導入など、環境配慮に関する取組強化

○災害発生時における拠点機能の強化

- ・ 災害発生時にも安定稼働する非常用電源設備等の導入
- ・ 市場の設備・機材等を活用した市場周辺地域の復旧支援

要望

①中央卸売市場の整備に対する交付金の財源確保及び財政支援の充実

○交付金の十分な財源確保

○交付率の引上げ

- ・ 他の社会インフラ整備同等の交付率への引上げ（一律 1 / 2 以上へ）

○交付対象の拡充

- ・ 防災機能強化、衛生・品質管理水準高度化、既存施設の解体、仮設構造物の建築等に対する支援

②物流の効率化や労働環境改善に資するシステム導入等に対する財政支援の充実

- ・ 物流効率改善に資するシステム・設備の導入等に対する支援
- ・ 卸売市場の労働環境改善や取引の適正化に資するシステム・設備の導入等に対する支援

2 2 安心・安全の課題解消に向けた、道路や橋りょうの整備の推進

京都市は国道・府道も含めて、市内 3,616 km の道路の 99% (3,566 km)、市内 2,979 橋のうち 96% (2,860 橋) を管理しています。災害時における避難・物資運搬を担う道路網の確保や、歩行者と自転車利用者が安全で快適に通行できる環境整備等により、市民の安心・安全を最大限確保するため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 鴨川東岸線をはじめとした道路整備の推進に必要な財政支援
- (2) 道路の更なる防災機能強化や、予防保全段階での修繕に必要な財政支援
- (3) 橋りょう健全化対策の推進に必要な財政支援
- (4) 世界トップレベルの自転車共存都市・京都の実現に向けた取組に対する財政支援
- (5) 道路の用地取得に係る補助金の制度拡充や、法定点検の着実な推進に資する地方債の対象拡大

(総務省、国土交通省)

社会資本整備総合交付金等の財源確保・拡充

本市では、安心・安全で快適なまちづくりや未来の京都への先行投資による成長戦略を推進する様々な事業に、「社会資本整備総合交付金」、「防災・安全交付金」を活用

しかし、内示額は、必要額を約54億円（内示率67.5%）下回っているため、安心・安全の確保など市民生活に必要不可欠な事業を進めることができない

（平成30年度、単位：百万円、%）

事業区分	要望額	内示額	不足額	内示率
道路（新設・拡幅、道路防災、橋りょう対策、無電柱化など）	4,540	2,793	1,747	61.5
都市再生整備計画事業	269	258	11	96.0
公園	487	316	171	64.9
河川	270	230	40	85.2
区画整理事業	549	389	160	70.9
住宅・建築物	4,322	3,402	920	78.7
古都保全・風致美観	279	238	41	85.3
下水道	5,917	3,600	2,317	60.8
合計	16,633	11,226	5,407	67.5

国の財源（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）の確保・拡充が不可欠！

鴨川東岸線をはじめとした道路整備の推進に必要な財政支援

現状・課題

安心・安全の確保やまちの持続的な成長を支えるための道路整備事業を進めているが、交付金の不足により、事業完成が遅れ、社会経済活動上の損失となっている。

要望

地方が真に必要な事業が着実に進捗できるよう、国の十分な財政支援が必要！

効果

- ・南北軸の強化等による交通渋滞の緩和
- ・高速道路へのアクセス強化等による交通利便性の向上
- ・細街路への流入抑制

鴨川東岸線（第二・三工区）



<事業概要>

- ・京都高速道路鴨川東ICと直結する道路
- ・第二工区は平成31年度完了予定
- ・第三工区の詳細設計を平成30年度着手
- ・総事業費約96億円（第二工区）

北泉通



<事業概要>

- ・歩行者の安全性と防災機能を向上させる補助幹線道路
- ・平成31年度完成予定
- ・総事業費約13億円

道路の更なる防災機能強化に必要な財政支援

現状・課題

- 緊急輸送道路等の通行機能を確保するための道路改築（バイパス整備）や山間部における離合困難箇所の改善等を行っているが、重点配分の対象でないため、交付金の配分が不足し、事業に遅れが生じている。
- 道路のり面については、防災機能の強化と最適な維持管理の推進のため、「道路のり面維持保全計画」を策定し、優先順位を定めて取り組んでいる。しかし、市内全域では、要対策の560箇所のうち未対策は399箇所にのぼり、全ての対策工事を完了するには約200億円が必要となる。



【改良が必要な山間部の道路】



【右京区梅ヶ畑で発生したのり面崩落】
(平成29年8月発災。現在も通行止め)

要望

- ① 緊急輸送道路上の道路改築やのり面对策を、**交付金の重点配分の対象に！**
- ② 緊急輸送道路以外の離合困難箇所の解消やのり面对策についても、**国による十分な財政支援が必要！**

効果

- ・ 災害時の輸送機能を確保
- ・ 山間地域のくらしに不可欠な道路の改良により、市民の安心・安全を確保

予防保全段階での修繕に必要な財源の拡充

現状・課題

- 本市の幹線道路の舗装は劣化が進んでおり、国土交通省が示す要補修対象の延長は約250kmに及んでいる。
- 限られた財源で舗装の修繕を着実に推進するため、「舗装長寿命化修繕計画」を策定し、予防保全型の修繕への転換を進めているが、**舗装修繕については、約2億円（H30）もの交付金が不足している。**
- 劣化速度に修繕が追い付かない場合、修繕費用が割高となり、ライフサイクルコストが増加する。



【舗装の劣化状況】

事後保全型の修繕は、
予防保全型の修繕に比べ、
3倍以上の費用が必要！

要望

「予防保全型」の維持管理への転換に向け、**計画に基づく修繕の実施に必要な交付金の安定的な配分を！**

効果

- 予防保全段階での修繕を着実に実施することで、
- ・ ライフサイクルコストを縮減
 - ・ 道路利用者の安全で円滑な通行を確保

橋りょう健全化対策の推進に必要な財政支援

現状・課題

- 本市の橋りょうは、高度成長期に集中的に建設されており、本市が管理する2,860の橋りょうのうち、老朽化の目安とされる**建設後50年を経過する橋の割合は45%程度**(約1,300橋)から**20年後には8割**(約2,300橋)を超える見込みであるため、老朽化対策は喫緊の課題となっている。
- **耐震補強**を行う橋りょう92橋のうち、**36橋が未完了**。
- 老朽化修繕と耐震補強を効率的、効果的に進めるため、優先順位を明確化した「橋りょう健全化プログラム」を策定。**本プログラムに基づく全ての橋の健全化を完了するには、平成43年度までに約450億円が必要**となる。

要望

健全化プログラムに基づく対策を着実に推進するため、**国の十分な財政支援が必要!**

効果

- 予防保全型維持管理により、ライフサイクルコストを縮減
- 緊急輸送道路等において、災害時の輸送機能を確保



【老朽化した橋りょう】



【跨線橋の耐震補強】

道路の用地取得に係る補助金の制度拡充

現状・課題

道路局所管の補助事業において、先行取得した用地を再取得する場合、用地費のみが補助対象であり、**物件補償は補助の対象外**である。

要望

用地取得に係る補助金制度を拡充し、**物件補償も補助金の対象に!**

効果

先行取得の実施により更なる事業進捗を図ることができ、早期に事業効果が発現

法定点検の着実な推進に資する地方債の対象拡大

現状・課題

橋りょう等の道路の法定点検が**地方債の対象外**である中、今後5年間で10億円の経費を要する見込み。



【点検状況】

要望

法定点検の着実な推進のため、**地方債の対象に!**

効果

財政負担の平準化により法定点検の着実な実施が可能に!

2 3 将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築

渋滞の解消や災害時におけるリダンダンシーの確保等，将来の京都市の発展にとって真に必要な広域的な道路ネットワークの構築のため，次のとおり求めます。

提案・要望事項

市・府共同提案

- (1) 調査結果を踏まえた堀川通の機能強化（バイパス整備等），
京都南ジャンクション（仮称）などの整備促進
- (2) 京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークの実現に
向けた総合的な検討

（国土交通省）

調査結果を踏まえた堀川通の機能強化（バイパス整備等）、京都南ジャンクション（仮称）などの整備促進

現状・課題

国・府・市及び有識者で構成し、京都市の発展にとって真に必要な道路ネットワークの在り方を検討する「将来道路ネットワーク研究会」において、平成30年1月に「堀川通の整備が喫緊の課題である」との意見がまとめられた。

また、既存の高速道路網については、京都高速道路と名神高速道路が直接接続されておらず、大阪国際空港等へのアクセスにも課題があるなど、道路ネットワークとしての機能を十分に発揮していない。

要望

- ① 現在、国で実施中の調査結果を踏まえた、堀川通の機能強化（バイパス整備等）
- ② 京都高速道路と名神高速道路を接続する京都南ジャンクション（仮称）の早期整備や事業中の国道9号京都西立体交差事業の着実な推進

効果

- ・ 中心部をはじめ市内の交通渋滞の解消
- ・ 大阪国際空港等へのアクセスの向上など、利便性の向上
- ・ 災害時等の更なる安心・安全の確保



堀川通の交通渋滞状況

京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークの実現に向けた総合的な検討

現状・課題

京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶルートについては、国道1号及び9号等の市境周辺において、交通渋滞や大雨時・災害時に通行止めが発生しており、平成30年1月に「将来道路ネットワーク研究会」において、「広域的な観点から、交通集中の緩和や災害時におけるリダンダンシー確保のため、災害に強い道路整備の必要性が高い」との意見がとりまとめられた。

周辺地域におけるまちづくりや広域ネットワークとの連携強化、道路整備の優先順位や費用負担の在り方など様々な検討すべき課題が存在している。

要望

京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークについて、広域的な観点から、様々な課題への対応を含め、実現に向けた総合的な検討が必要！

効果

- ・ 市境周辺の渋滞の緩和
- ・ 円滑な物流の確保
- ・ 災害時におけるリダンダンシーの確保
- ・ 周辺都市とのネットワーク強化



国道1号の被災状況（平成25年台風18号）

2 4 局地的な集中豪雨等に備えた総合的な浸水対策の推進

京都市は市内 380 河川のうち、9 割（341 河川）の河川を管理しています。局地的な集中豪雨等の災害から市民の生命・財産・暮らしを守るため、国等による整備と連携し、総合的な浸水対策を着実に推進していく必要があることから、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 都市基盤河川整備及び下水道の雨水幹線等の浸水対策施設整備に対する交付金の増額
- (2) 排水機場の長寿命化対策や、準用河川・普通河川の改修に対する補助要件の緩和

（国土交通省）

現 状

京都市は土地利用が進展しており、住宅地や地下街などで、溢水等が起こると都市機能の麻痺や水難事故など甚大な被害が発生。このため、河川の改修や下水道の雨水幹線等の整備を行い、浸水被害を未然に防ぐことが重要

都市基盤河川整備及び下水道の雨水幹線等の浸水対策施設整備に対する交付金の増額

課 題

近年多発する大雨や局地的な集中豪雨に対応するため、都市基盤河川の改修や市街地における浸水対策施設整備をこれまで以上に推進する必要がある。

要 望

都市基盤河川の改修や雨水幹線等の浸水対策施設の整備といった浸水対策をスピードアップするため、交付金の増額が必要不可欠！



排水機場の長寿命化対策や、準用河川・普通河川の改修に対する補助要件の緩和

課 題

- ① 京都市は、13箇所の内水排除の排水機場を管理しており、その多くは建設から30年以上が経過し、建築物及び機器共に老朽化が激しく、その対策が喫緊の課題。しかし、国の補助制度は一級・二級河川に係る排水機場のみが対象となっている。
- ② 市民に身近な河川である市管理の準用河川や普通河川の治水安全度を向上させる必要があるが、準用河川の改修事業は、4億円未満の事業は補助の対象外であり、また、普通河川改修は対象外となっている。

種別	細別	管理者	河川数	延長(m)
一級河川 (河川法適用)	直轄河川	国土交通大臣	5	42,179
	指定区間 (都市基盤河川 改修対象区間)	京都府知事 (工事・維持の代行: 京都市長)	53 (19)	318,270 (30,075)
準用河川 (河川法適用)		京都市長	31	49,993
普通河川 (河川法適用を 受けないもの)		京都市長	291	438,512
京都市管理分 合計			341	518,580
合計			380	848,954

要 望

- ① 準用河川等の排水機場についても、一級・二級河川に排水する大規模な排水機場を対象に加える補助要件の緩和が必要！
- ② 準用河川及び普通河川の改修事業に対する、補助要件の緩和が必要！



25 老朽化した水道・下水道施設の更新や耐震化の推進

市民生活や事業活動を支えるライフラインとしての機能を安定的に維持し、災害発生時にも機能不全に陥らないよう、安定的かつ長期的に水道・下水道施設の老朽化対策及び耐震化を推進していくため、次のとおり求めます。

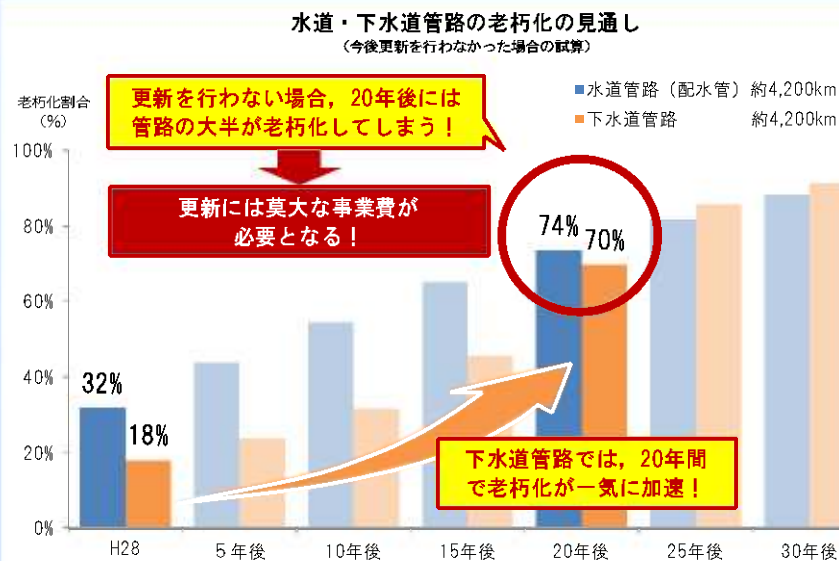
提案・要望事項

- (1) 下水道事業に係る現行の国庫補助制度の堅持・拡充
- (2) 水道施設の老朽化対策、及び耐震性向上に対する、国の財政支援制度における採択基準の拡充と国費率の引上げ
- (3) 老朽化した旧簡易水道施設更新のための国庫補助制度の創設
- (4) 高金利建設企業債の借換制度の創設（3％以上での借換実施）

（総務省，厚生労働省，国土交通省）

本市の現状

- **老朽化した水道・下水道施設の増大**による大規模更新の時期が到来（20年後には管路の大半が老朽化！）
- 地震等の災害発生時に水道・下水道の機能喪失が社会に与える影響の大きさが再認識されており、**災害に強い水道・下水道の構築が急務**



老朽化した水道・下水道施設の計画的な改築更新が必要！
（改築更新には莫大な事業費が必要であり、国の財政支援が不可欠）

下水道事業に係る現行の国庫補助制度を取り巻く動向

財政制度等審議会（財務大臣の諮問機関）における指摘（H29）

- 下水道事業については、水道事業に比べて、国費による補助が大きいなど、必ずしも受益者負担の原則と整合的なものになっていない。
- 汚水事業に係る改築費用については、原則、使用料で賄うことを目指すべきであり、国費支援は、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等に配慮しつつ、未普及の解消と雨水対策に重点化すべき。

この指摘に対しては・・・

- 下水道は、**公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全等、極めて公共性が高い役割**を担っている（公共性の観点から利用が義務付けられるインフラ）。
- 水質汚濁防止法では、国の責務として、地方公共団体が実施する生活排水対策に対し、財政上の援助に努めなければならないと明確に示されており、現行の国庫補助は、新設・改築ともに国が義務的に支出する負担金として整理されている。

<本市の下水道事業に係る国庫補助の状況>

（単位 億円）

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
公共下水道建設事業	179.2	182.7	179.1	179.1	180.0
国庫補助内示額	44.9	41.6	44.6	37.9	36.0
（うち汚水事業の改築）	22.7	25.3	25.8	22.5	21.4

※公共下水道建設事業の数値は予算値。

要望

安定的なライフラインの維持及び災害対策のために・・・

- ① 市民生活や社会経済活動を守り、安定的に公衆衛生や公共用水域の水質を保全するため、**下水道事業における現行の国庫補助制度の堅持・拡充**が必要！
- ② **水道施設の老朽化対策及び耐震性向上に対する国の財政支援制度における採択基準の拡充及び国費率の引上げ**が必要！
- ③ 簡易水道事業の上水道事業への事業統合後においても健全な経営を維持するために、**旧簡易水道の施設更新に対する国庫補助制度の創設**が必要！
- ④ 財政負担の軽減を図るには、**高金利建設企業債の借換制度の創設（金利3%以上での借換実施）**が必要！

実現すれば、利子負担が約17億円軽減！

26 鉄道施設の改修・更新事業に対する支援など、 地下鉄事業に対する財政措置の拡充

地下鉄事業の経営健全化を進め、安全で快適な交通手段として将来にわたって安定的に運営していくため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 鉄道施設の改修・更新事業に対する補助制度の拡充
- (2) 烏丸線への可動式ホーム柵の設置促進に対する支援
 - ・ 整備促進に向けた補助制度の拡充
 - ・ 安全かつ低コストで整備可能となる技術開発の促進
- (3) 鉄道施設の安全対策や利便性向上等の取組に対する支援
 - ・ 環境対策を推進するための、車両や駅設備等における低炭素化に資する事業に対する補助制度の継続と要件緩和
 - ・ 外国人旅行者の受入環境整備に向けた車両案内表示の多言語化（4箇国語化）を加速させるために必要な補助金の確保と要件緩和
 - ・ 地下鉄駅出入口の浸水対策に対する補助金の確保
- (4) 高金利建設企業債の借換制度の創設（3％以上での借換実施）

（総務省、国土交通省）

地下鉄の果たす役割

年間5千万人を超える観光客。1日当たりの旅客数は約37万9千人(28年度決算)、市内鉄道輸送の約55%を担う交通の大動脈。

まちづくりに不可欠な都市装置であり、将来にわたって維持していくことが必要！



公営地下鉄事業者で唯一の経営健全化団体

東西線の建設がバブル期と重なったこと等から建設費が高騰(要した建設費は全線で総額約8,500億円)

財政状況(28年度決算)

・借入金残高 **3,764 億円**、累積資金不足額 **309 億円**

公営地下鉄事業者で最大！

大きな
財政負担

- ・30年度は、経営健全化団体からの脱却を前提に予算編成
- ・しかし、次期経営ビジョンの期間中(H31~40)には、車両や設備の更新時期到来等により **700 億円超の所要経費を見込む**(経営健全化計画期間中の所要経費は420 億円超)
- ・経営健全化が着実に進むも、今後、累積資金不足が**309 億円から増加し**、引き続き、厳しい経営状況！
- ・この他、烏丸線全駅に可動式ホーム柵を設置する場合、更に100億円規模の事業費が必要

要望

- ①鉄道施設の改修・更新事業に対する補助制度の拡充
- ②烏丸線への可動式ホーム柵の設置促進に対する支援
補助制度の拡充と安全かつ低コストな技術開発の促進
- ③鉄道施設の安全対策や利便性向上等の取組に対する支援
 - ・車両や駅設備等における低炭素化に資する事業の継続と要件緩和
 - ・車両案内表示の多言語化(4箇国語化)を加速するために必要な補助金の確保と要件緩和
 - ・駅出入口の浸水対策に対する補助金の確保
- ④高金利建設企業債の借換制度の創設(金利3%以上での借換実施)

経営健全化に向けた努力

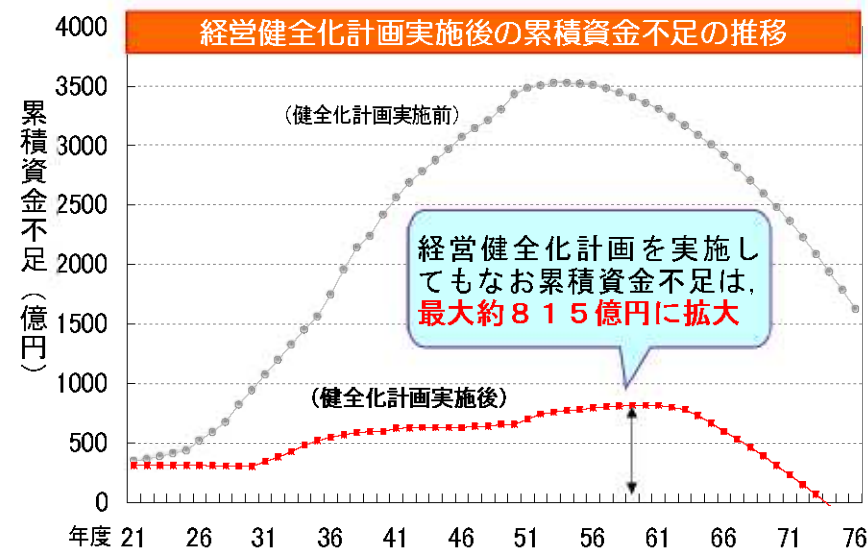
経営健全化計画の
5万人増客目標を
2年前倒しで達成！

＜経営健全化計画の主な取組状況(28年度決算)＞

- ① 1日当たり旅客数 (H21比 5万2千人増)
- ② 駅ナカビジネス収入(H20比 8億5千万円増)
- ③ 職員数の削減(H20比 103人減, 8億円削減)
- ④ 一般会計からの経営健全化出資金(H16~28累計 916億円)

収支の状況(28年度決算)

○経常収支 H20 △144 億円 → H28 16 億円
○現金収支 H20 △ 38 億円 → H28 106 億円



実現すれば、利子負担が約20億円軽減！

27 観光・スポーツ振興の拠点や地域の憩いの場となる 公園整備の推進のための財源の拡充

公園は、そのまちの経済や景観・文化を映す鏡です。特に京都市では、住民はもとより、まちの魅力に大きな期待を持って訪れる多くの観光客に、安らぎと感動を与える公園整備の推進が求められます。

また、大規模な国際スポーツ大会が開催される「ゴールデン・スポーツイヤーズ」を契機に、大規模・競技用施設や、市民に身近なスポーツ施設の整備など、「多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備」が求められています。これらの推進には国の支援が不可欠であり、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 小川治兵衛作庭の池泉回遊式庭園を有する円山公園を名勝として将来にわたって維持・継承するための文化庁補助金の確保
- (2) 円山公園や横大路運動公園、街区公園などの整備を推進するための社会資本整備総合交付金の確保

(文化庁、国土交通省)

小川治兵衛作庭の池泉回遊式庭園を有する円山公園を名勝として将来にわたって維持・継承するための文化庁補助金の確保



開園から 130 年以上の歴史を持ち、小川治兵衛が作庭した池泉回遊式庭園を有する名勝。

文化財保護の観点と都市公園整備の整合を図り、名勝の再生を目指す、再整備を実施している。

現状・課題

- 施設の劣化や樹木の繁茂により、眺望・景観が悪化しており、風致景観の再構築が必要。
- 文化財を保護・活用する整備は、一般的な整備と比べ、高額となる。(総事業費約 6 億円)

要望

歴史的風土と暮らし・にぎわいが複合する上質の京都に触れることができる「名勝円山公園」の魅力の再生には、**文化庁補助金の確保が必要!**

円山公園や横大路運動公園、街区公園などの整備を推進するための社会資本整備総合交付金の確保

老朽化対策、賑わいの創出 (円山公園)

- 老朽化した園路や休憩所等を改修するなど、公園の機能・快適性を高める整備を実施している。
(総事業費約 6 億円)



整備イメージ

大規模運動公園の再整備 (横大路運動公園)

- 硬式野球場や多目的グラウンド等の整備と防災機能の強化
- 平成 30 年度に多目的グラウンド等の実施設計を行い、平成 31 年度から一部整備に着手予定
- 今後、硬式野球場の実施設計を行い、総事業費を精査する。



多目的グラウンド
整備イメージ

通船復活にあわせた再整備 (東山自然緑地)

- 隣接する疏水において、平成 30 年 3 月に通船の本格的な運航を開始
- 公園施設が老朽化していることから、観光客をおもてなしする環境を整える事が急務(総事業費約 5 億円)



現状・課題

- 観光の拠点や市民スポーツ活動の受け皿となる公園、市民の憩いの場である街区公園などの整備を実施している。
- 必要な事業量に対して、交付金の配分が不足しており、予算の平準化などの対応をしているが、事業の進捗が遅れている。
- 平成 31 年度以降は、公園整備費が増大する見込み。

要望

今後、事業費の増加が見込まれる公園整備を着実に推進するには、**社会資本整備総合交付金の確保が必要!**

2 8 空き家や所有者不明不動産の活用に向けた実効性ある対策及び 地籍調査の円滑な実施による、安心安全で活力ある地域づくりの推進

空き家の活用・適正な管理と地籍調査事業を促進させるため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

総合的な空き家対策

- (1) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象拡大
- (2) 空き家の活用を促進するための、固定資産税における住宅用地特例を適用除外とする基準の明確化
- (3) 住宅ストックが量的に充足されている現状を踏まえた、新築住宅に対する固定資産税等の減税措置の見直し

所有者不明不動産の活用促進と円滑な地籍調査

- (4) 空き家など所有者不明不動産の活用促進のための市町村への財産管理人選任申立権の付与等
- (5) 所有者不明森林の課題解消に向けた、森林経営管理法※の運用の実効性確保～所有者の探索方法の簡易化等～
- (6) 所有者不明不動産の抜本的な発生防止対策としての、不動産名義変更手続の義務化及び罰則の制定
- (7) 密集市街地における円滑な地籍調査に向けた積算基準の見直し

※平成30年5月23日現在、国会審議中

(総務省、法務省、林野庁、国土交通省)

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象拡大

現状・課題

- 長屋のうちの戸が著しい管理不全状態であっても、他の住戸に居住者がいる場合は、**空家特措法の対象外**であり、本市が通報を受けた空き家のうち、**約30%が法の対象外**

要望

長屋及び共同住宅の一部の空き住戸を**空家特措法の対象とするよう**法改正が必要！

所有者不明不動産の活用促進のための市町村への財産管理人選任申立権の付与等

現状・課題

- 所有者不明空き家の活用・除却の促進には、**財産管理人制度の活用が有効**であるが、市町村は、対象の空き家に関して債権を有するなど利害関係人として認められなければ、**財産管理人の選任の申立てができない**（「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が成立すれば※、所有者不明の「土地」については財産管理人の選任の申立てが可能となる予定）※平成30年5月23日現在、国会審議中
- 所有者不明の特定空き家等は、再建築できない敷地に存するといった理由から不動産の評価額が低い場合もあり、財産管理人の申立てに必要な予納金について、**空き家・敷地の売却代金から回収することを見込めない**

要望

所有者不明の空き家について、

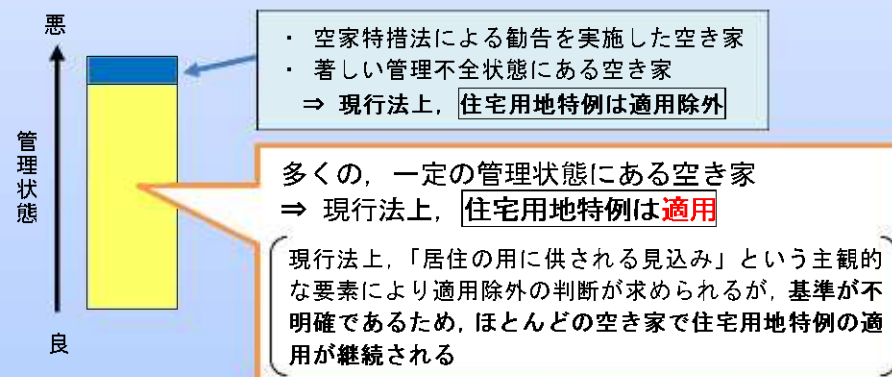
- **市町村を財産管理人選任の申立てが可能な利害関係人として明確に位置づけることが必要！**
- 財産管理人の申立人の費用負担を軽減する**財政支援制度の創設**が必要！

固定資産税の住宅用地特例の基準の明確化及び新築住宅に係る減税措置の見直し

現状・課題

- 京都市の空き家は約11万4千戸。うち、**市場に流通していない「その他の住宅」に該当する空き家が約4万5千戸を占める**
- 空き家の流通・活用の促進には固定資産税の住宅用地特例（課税標準額を1/6に減額）の適用除外が効果的だが、**適用除外の判断基準が具体的に示されておらず、「空き家であることのみ」をもって適用除外とならない**

⇒現在の仕組みでは、**空き家の放置を助長してしまう！**



- 他方、**新築された住宅については3年間から5年間、固定資産税が2分の1に減額されるが、住宅ストックが量的に充足している中、当該措置により新築住宅の需要が喚起されることで、結果的に空き家の活用を阻害する一因となっていると考えられる**

⇒**空き家の活用を促進する税制度への転換が必要！**

要望

- 住宅用地特例の適用除外の判断基準として、例えば居住実態がない期間を具体的に示すなど、**空き家の流通・活用を促進するための統一的な基準を国において明確にすべき！**
- 固定資産税等における新築住宅に係る税額の特例措置の見直しが必要！

29 大規模災害に備えた総合的な防災対策や 原子力災害対策の推進

地域の状況に即し、総合的な防災対策の推進を図るとともに、原子力災害対策の強化を図るため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 災害備蓄物資の購入・管理などのソフト対策に活用可能な支援制度の創設
- (2) 原子力災害対策の強化に向けた緊急時モニタリング体制の整備、避難道路の整備及び避難時における人員・資機材の確保をはじめ、関係周辺自治体への技術的・財政的支援の拡充

(内閣府、総務省、原子力規制委員会)

本市の防災対策

京都市では、将来にわたりまちに忍び寄る様々な危機に備え、しなやかな回復力を持つ「レジリエント・シティ」の構築を目指している。その中で、とりわけ重要な災害に強いまちの実現に向け、これまでから帰宅困難者対策、公的備蓄物資の充実及び万が一の原子力災害への対策等、東日本大震災の教訓や近年の災害から見てきた諸課題を踏まえた127項目の対策をはじめ、様々な防災・減災対策に取り組んでいるところであるが、引き続き、昨年度策定した「京都市国土強靱化地域計画」を指針に更なる充実を図っていく。

【主な取組】

- ①防災情報システムの全面的な刷新や、
防災情報発信機能等の強化
- ②避難所運営マニュアルの策定
(市内422の避難所で策定済)
- ③避難所運営資機材や備蓄物資の
充実強化
- ④観光客・帰宅困難者対策の充実
- ⑤原子力災害対策
環境放射線モニタリングやUPZ内
における実践的な防災訓練の実施、
屋外滞在者にも配慮した情報伝達手
段の整備、広域避難受入のための体制の整備
- ⑥防災行動マニュアルの策定
- ⑦河川の浸水対策や橋りょうの耐震化の推進
- ⑧建築物の耐震化の推進



京都駅周辺地域における
ワークショップ型図上訓練



29年度 市総合防災訓練(東寺)

など

防災対策に係る国庫補助制度の課題

災害備蓄物資の購入やその管理などの
ソフト対策に活用できる国庫補助制度がない

(今後の取組)

- ①公的備蓄の購入例 (H29 末在庫/H30 入替予定数量)
 - ・アルファ化米： 718,396 食/163,100 食
 - ・飲料 水： 642,633 本/ 73,500 本
 いずれも計画数量は達成したが、今後も継続的に入替え更新が必要。
- ②公的備蓄の管理
 - ・避難所等に対して分散備蓄を推進するため、空スペースのない避難所施設内に備蓄倉庫を設置
 - ・一括保管している備蓄物資の避難者への迅速な配送や、支援物資の受入体制を強化するべく、民間の貸倉庫を活用

要望

災害発生時に、避難所生活を余儀なくされる避難者が立ち行かなくならないように、備蓄物資の購入や、それらを迅速に提供できる体制の構築等の**避難所運営に幅広く活用できるよう支援制度の創設**が必要

原子力災害対策

要望

- ①UPZ外において国が実施する**緊急時モニタリング体制の早急な整備**が必要
- ②避難道路について、狹隘箇所解消等の整備に係る**国の支援制度の創設**と避難時における**人員・資機材の確保**をはじめ、関係周辺自治体への**技術的・財政的支援の拡充**が必要

30 再生可能エネルギーや水素エネルギーの普及拡大と、電力市場の改革の更なる推進

原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会の実現には、再生可能エネルギーの飛躍的普及拡大だけでなく、将来のエネルギーとして期待される水素エネルギーの普及拡大にも取り組む必要があります。さらに、様々な事業者が公平に電力事業に参入できる環境整備などをより一層進める必要があることから、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 原子力発電所のできる限り早期の全廃に向けた、エネルギー政策の抜本的な転換
- (2) 再生可能エネルギーや水素エネルギーの普及拡大のために必要な支援措置
- (3) 電力市場の改革の更なる推進

(総務省，農林水産省，経済産業省，資源エネルギー庁，環境省)

本市の主な取組

- ① 「持続可能な都市文明の構築を目指す京都宣言」(平成 29 年 12 月)
⇒「再生可能エネルギーの利用が飛躍的に拡大し、都市によるエネルギー自治が実現している」など 2050 年の世界の都市のあるべき姿を目指して自ら実践し、世界の都市にも求めていくことを宣言
- ② 「エネルギー政策推進のための戦略」(平成 25 年度策定)の推進
⇒原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会を目指し、5 年間でエネルギー消費量 12%(ピーク時から 26%)削減、再エネ導入量 1.7 倍に。
- ③ 関西電力(株)への株主提案(平成 30 年 4 月)
⇒脱原発依存をはじめ、代替電源の確保、事業形態の革新(発電部門もしくは送配電部門の売却等)など5項目を提案
- ④ 京都市長が会長を務める指定都市自然エネルギー協議会の政策提言(平成 29 年 7 月、9 月)
⇒再生可能エネルギーの最大限導入、エネルギーシステム改革の推進、水素社会の実現、木質バイオマスの利用に対する支援などを提案

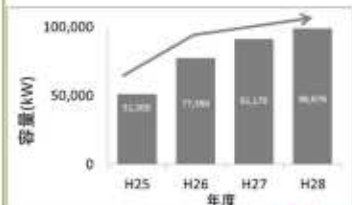
持続可能なエネルギー社会の実現には、再生可能エネルギーや水素エネルギーの普及拡大が不可欠

再生可能エネルギーの飛躍的普及拡大

課題

太陽光発電システム等

- ① 固定価格買取制度における買取価格の下落により太陽光発電システム導入が鈍化
- ② 太陽光発電システムの設置費用(工事費を含む。)の低減が不十分



本市域の太陽光発電設備の導入が鈍化

要望

- ① 太陽光発電システムの普及に配慮した買取価格の設定
- ② 工事費を含めた設置費用の低減に向け、即効性のある具体的な取組の拡充

課題

バイオマス活用の推進

- ① BDF を軽油と混合して利用する際に、軽油引取税(32.1 円/L)が課税され、BDF の普及を阻害
- ② 地域特性やバイオマスの種類に応じた活用技術が確立されておらず、小規模で高効率・低コストなバイオマス活用技術の開発が必要
- ③ 森林の適切な整備につながる木質バイオマスの活用が不十分

要望

- ① 軽油引取税の免税
- ② バイオマス活用技術の開発への支援拡充
- ③ 地産地消型の小規模な木質バイオマス発電の活用に対する財政的支援

電力市場の改革の更なる推進

課題

中立的な系統運用を行う事業主体が確立されていない

要望

大手電力会社の送配電部門を所有分離

水素エネルギーの普及拡大

課題

- ① 燃料電池自動車は国の補助を活用しても、車両価格が約 500 万円であるなど、普及に当たっては高額
- ② 高圧ガス保安法等により、水素ステーションの設置に制約があることから、良好な立地に設置ができない。また、設置費用は、ガソリンスタンドの約 5 倍(5 億円)と高額

要望

水素エネルギーの普及拡大のための規制緩和及び財政支援の拡充

本市では燃料電池自動車を活用したカーシェア事業や、平成 28 年度に設置したスマート水素ステーション等による体験型水素学習事業を実施



3 1 地方交付税の確保や臨時財政対策債の廃止など、 地方分権改革の推進

近年における社会経済情勢の変化に伴い、社会保障制度の充実、防災体制の強化、都市機能の充実など、財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対して十分な財政措置がされておられません。指定都市が成長戦略拠点として日本の発展を一層けん引していくため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止
- (2) 国庫補助負担金の廃止及びそれと一体となった税源移譲
- (3) 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
- (4) 大都市特有の財政需要を考慮した法人所得課税、消費・流通課税などの配分割合の拡充強化
- (5) ふるさと納税制度の抜本的な見直し（高額所得者優遇の住民税控除の見直し、返礼品競争改善に向けた総務大臣通知の徹底と返礼品の更なる見直し、ワンストップ特例における所得税振替え分に係る住民税減収に対する適切な補てん）
- (6) 新たな大都市制度「特別自治市」の創設や、それまでの道府県からの事務権限の移譲と自主財源の保障

（内閣府，総務省）

地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

- ① 地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、**地方交付税の必要額を確保すること**
- ② 必要額の確保に当たっては、法定率の更なる引上げによって対応し、**臨時財政対策債は速やかに廃止すること**

京都市の財政事情

大都市特有の財政需要に加え、観光立国・文化芸術立国に貢献する独自の取組を展開しており、**他都市にはない財政需要が発生している**。一方、社寺、大学、山林が多いなど、**京都のまちの特性により税基盤が非常に脆弱**なうえ、**交付税の削減により厳しい財政状況にある**。

職員数の削減など行財政改革を徹底しているが、財源不足が発生し、禁じ手である減債基金の取崩しで対応している。

※ 減債基金（ルール積立分）からの取崩しは累計47億円

※ 財政調整基金残高見込みは13億円（他政令市平均194億円）（29年度末見込み）

社会福祉と臨時債償還費を除く財政需要額が大きく減少

道路、河川、学校などの修繕をはじめ、**安心安全の推進に必要な需要額もしっかり確保すべき**

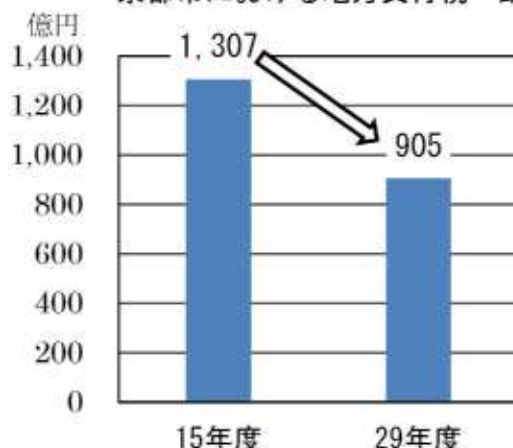
（単位：億円）

項 目	15年度	29年度	増減額
基準財政需要額	3,139	2,940	△199
うち、社会福祉に係る財政需要	802	1,196	+394
うち、公債費	350	491	+141
（上記のうち臨時財政対策債の償還）	(3)	(189)	(+186)
上記以外のサービスに要する経費	1,987	1,253	△734

※ 基準財政需要額＝府費負担教職員給与費の移管の影響を除く

※ 社会福祉に係る財政需要＝生活保護費＋社会福祉費＋保健衛生費＋高齢者保健福祉費

京都市における地方交付税・臨時財政対策債の実績



地方交付税等のピークである15年度と比べると市税＋府税交付金の伸びが289億円程度の増に止まる一方で、地方交付税等の減は、それを大きく上回る402億円（△31%）の減

※29年度は府費負担教職員給与費の移管を除いている

地方財政計画における地方税等の収入見込みが実態より過大

的確な収入見込みを計上するとともに、法人市民税同様、景気の変動を受けやすい**配当割、株式等譲渡所得割、地方消費税交付金**にも、**精算・補てん制度が必要**

地財計画 0.1%

（単位：億円）

項 目	27年度 （決算）	28年度 （決算）	増減額	増減率
一般財源収入	3,874	3,781	△93	△2.4%
うち交付税＋臨時財政対策債	894	812	△82	△9.1%
うち市税＋府税交付金	2,926	2,866	△60	△2.1%

※ 教職員給与費移管分を除く。

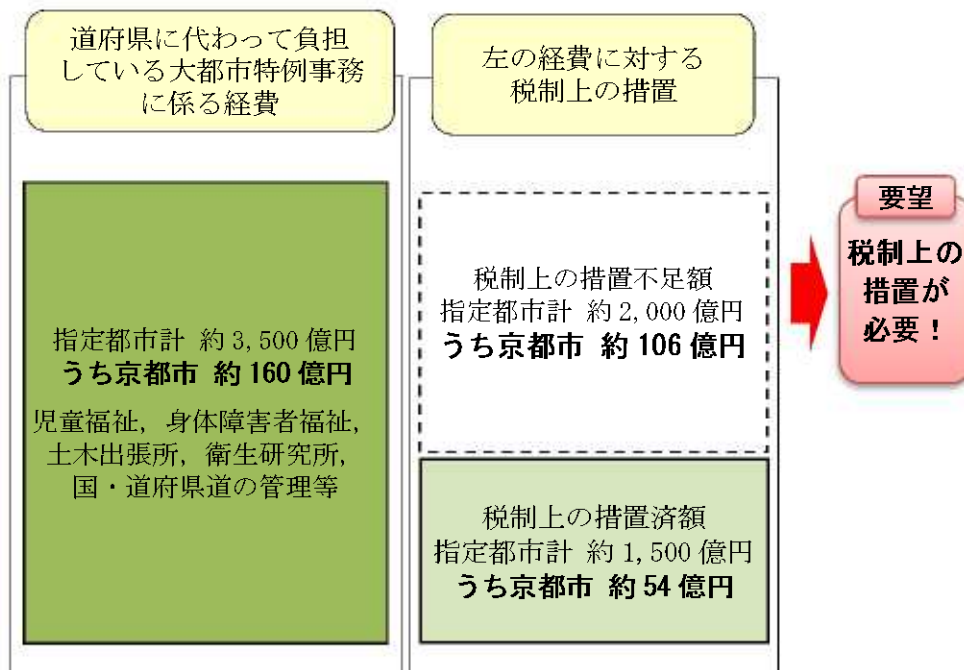
地財計画 3.2%

事務配分の特例に対応した大都市 特例税制の創設

現状・課題

京都市をはじめ指定都市は、「事務配分の特例」として、道府県に代わって、国道・府道の管理などの事務を行っている。国・道府県から指定都市への税源移譲により、事務配分の特例に対応した、大都市税源の拡充強化が必要。

大都市特例事務に係る税制上の措置不足額
(平成 29 年度予算に基づく概算)



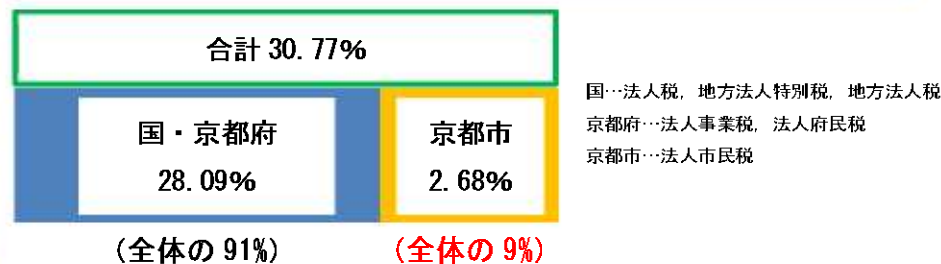
大都市特有の財政需要を考慮した 法人所得課税, 消費・流通課税などの 配分割合の拡充強化

現状・課題

京都市をはじめ指定都市は、圏域の中核都市としての役割や、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えているにもかかわらず、都市税源である法人所得課税や消費・流通課税の配分割合が極めて低くなっている。

したがって、指定都市において、法人が産業経済の集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを受けていること等を踏まえ、特に法人住民税や地方消費税(社会保障財源化分以外)の配分割合について拡充を図る必要がある。

国・地方の法人に係る税率の内訳 (29年度)



法人が納める税のうち、本市に納められる割合は、わずか 9%

要望

配分割合の拡充強化が必要!

ふるさと納税制度の抜本的な見直し

現状・課題

- 返礼品競争と寄付金控除の拡充により、ふるさと納税が急拡大
⇒ 29年度の寄付金控除額約 16.5 億円
- ・ 28年度の約 10 億円から 6.5 億円の増加！
- ・ 全国的なふるさと納税の拡大により、30年度も寄付金控除額の増加が見込まれる！

ふるさと納税制度の問題点

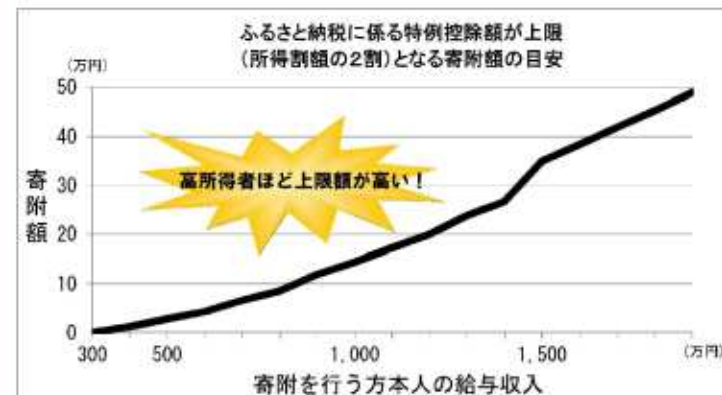
- ・ 特例控除額が現行の所得割額の 2 割という定率の上限では、高所得者ほど上限額が高くなり、返礼品と組み合わせることにより、結果として節税効果が生ずる。
- ・ 過熱する返礼品競争により、制度の趣旨がゆがめられている。
- ・ 住所地において享受する行政サービスの原資となるべき住民税が大きく減少し、財政運営に多大な影響を及ぼしている。

- ワンストップ特例制度を適用する場合、本来は所得税で控除されるものが、住民税で控除される。この住民税の減収分については 75%の交付税措置があるが、残りの 25%は地方に負担が転嫁されている。

本市の状況

(単位：億円)

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
寄付受入額	1.2	1.1	1.8	1.3
税控除額	0.5	1.6	10.0	16.5
差引	0.7	△ 0.5	△ 8.2	△ 15.2



注
①総務省ホームページ掲載の金額を基に作成
②夫婦と子2人の場合
③配偶者は控除対象配偶者
④子は高校生（18歳から18歳の扶養親族）及び大学生（18歳から22歳の特定扶養親族）

要望

- ①高所得者優遇の住民税控除の見直しを行うこと
- ②返礼品競争改善に向けた総務大臣通知の徹底と返礼品の更なる見直しを行うこと
- ③ワンストップ特例制度を適用する場合に生じる住民税減収（所得税控除相当額）に対して適切な補てん措置を講じること

新たな大都市制度「特別自治市」の創設

現行の指定都市制度の課題

- 特例的・部分的な事務配分 ⇒ 迅速かつ主体的・総合的な行政運営に支障
- 道府県との不明確な役割分担 ⇒ 非効率な二重行政の発生
- 責任・権限に応じた税財政制度の不存在 ⇒ 受益と負担のねじれの発生

要望

抜本的な問題解決のためには、

「特別自治市※」の創設が不可欠

※ 外交・防衛等の国が担わなければならない事務を除いた地方が行うべき事務の全てを一元的に処理 など